

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年9月19日提出
【発行者名】	シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 南原 啓太
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
【事務連絡者氏名】	楠本 靖三
【電話番号】	03-5293-1500
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	シュローダー・アジアパシフィックE S Gフォーカス・ファンド（予想分配 金提示型）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	8,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

シュローダー・アジアパシフィック ESG フォーカス・ファンド（予想分配金提示型）（以下「ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
- ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
- ※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

8,000億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

（５）【申込手数料】

申込手数料（スイッチングの際の申込手数料を含みます。）につきましては、販売会社が定めるものとします。

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.30%（税抜3.00%）を上限として販売会社が独自に定める申込手数料率を乗じて得た額とします。

申込手数料率につきましては、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

（６）【申込単位】

販売会社が定める単位とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（７）【申込期間】

2025年9月20日から2026年3月19日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

電話番号：03-5293-1323

受付時間：午前9時～午後5時まで（土、日、祝日は除きます）

ホームページアドレス：<http://www.schroders.co.jp/>

（９）【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

（１２）【その他】

日本以外の地域における発行
該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

- ① ファンドの目的
日本を含むアジアパシフィック諸国の株式に投資し、信託財産の積極的な成長を目指した運用を行います。
- ② ファンドの基本的性格

1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券 不動産投信
追加型投信	内外	その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州	ファミリーファンド	あり ()
	年12回 (毎月)	アジア		
		オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券) (株式 一般))	その他 ()	アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注1) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

(注2) 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファミリーファンドです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産(投資信託証券(株式 一般))）と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

<商品分類の定義>

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンドをいう。
- (2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1)国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
3. 投資対象資産による区分
- (1)株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
4. 独立した区分
- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3)ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

<補足として使用する商品分類>

- (1)インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外的小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分の定義>

1. 投資対象資産による属性区分

- (1)株式
- ①一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ②大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- ③中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (2)債券
- ①一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ②公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ③社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ④その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ⑤格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。
- (3)不動産投信
これ以上の詳細な分類は行なわないものとする。
- (4)その他資産
組入れている資産を記載するものとする。
- (5)資産複合
以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。
- ①資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- ②資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

- ①年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- ②年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- ③年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- ④年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑤年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑥日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑦その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

- ①グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- ②日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ③北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ④欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑤アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑥オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑦中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- ⑧ アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑨ 中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑩ エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
4. 投資形態による属性区分
- ① ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- ② ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
5. 為替ヘッジによる属性区分
- ① 為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるものをいう。
- ② 為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいう。
6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分
- ① 日経225
- ② TOPIX
- ③ その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。
7. 特殊型
- ① ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- ② 条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- ③ ロング・ショート型／絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- ④ その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）でもご覧頂けます。

③ ファンドの特色

1

日本を含むアジアパシフィック諸国の株式を実質的な主要投資対象とします。

- 「シュローダー・アジアパシフィック(除く日本)株式サステナブル投資マザーファンド」ならびに「シュローダー・日本株式サステナブル投資マザーファンド」を通じて投資を行います。(以下、それぞれ「アジアマザー」、「日本マザー」、総称して、または各々を指して「マザーファンド」という場合があります。)
- 各マザーファンド受益証券への投資比率は、MSCI オールカントリー・アジア・パシフィック・インデックスの構成国における日本を除くアジアパシフィック諸国と日本との比率に準じた割合を目安とし、必要に応じてリバランスを行います。
- 実質的外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

2

シュローダーのESG基準に満たない銘柄を除外し、各マザーファンドにおいて参考指数よりも高いサステナビリティ・スコア*のポートフォリオ構築を目指します。

- *サステナビリティ・スコアとは、投資対象銘柄の価値に影響を及ぼす可能性があるサステナビリティ・リスク(環境、社会、ガバナンス上の出来事や制約)を評価したもので、シュローダー独自のツールや外部データを活用して評価されます。
- シュローダー・グループ*のアナリストによるESG(環境・社会・ガバナンス)評価を含む企業調査を行い、ポートフォリオ構築に際してはシュローダーのESG基準に満たない銘柄を除外した上で、持続的に利益の成長が期待されると判断する企業に投資します。
- アジアマザーにおいては MSCI オールカントリー・アジア・パシフィック・インデックス(除く日本。円ベース)よりも高いサステナビリティ・スコア、日本マザーにおいてはTOPIX(東証株価指数)よりも高いサステナビリティ・スコアのポートフォリオ構築を目指します。

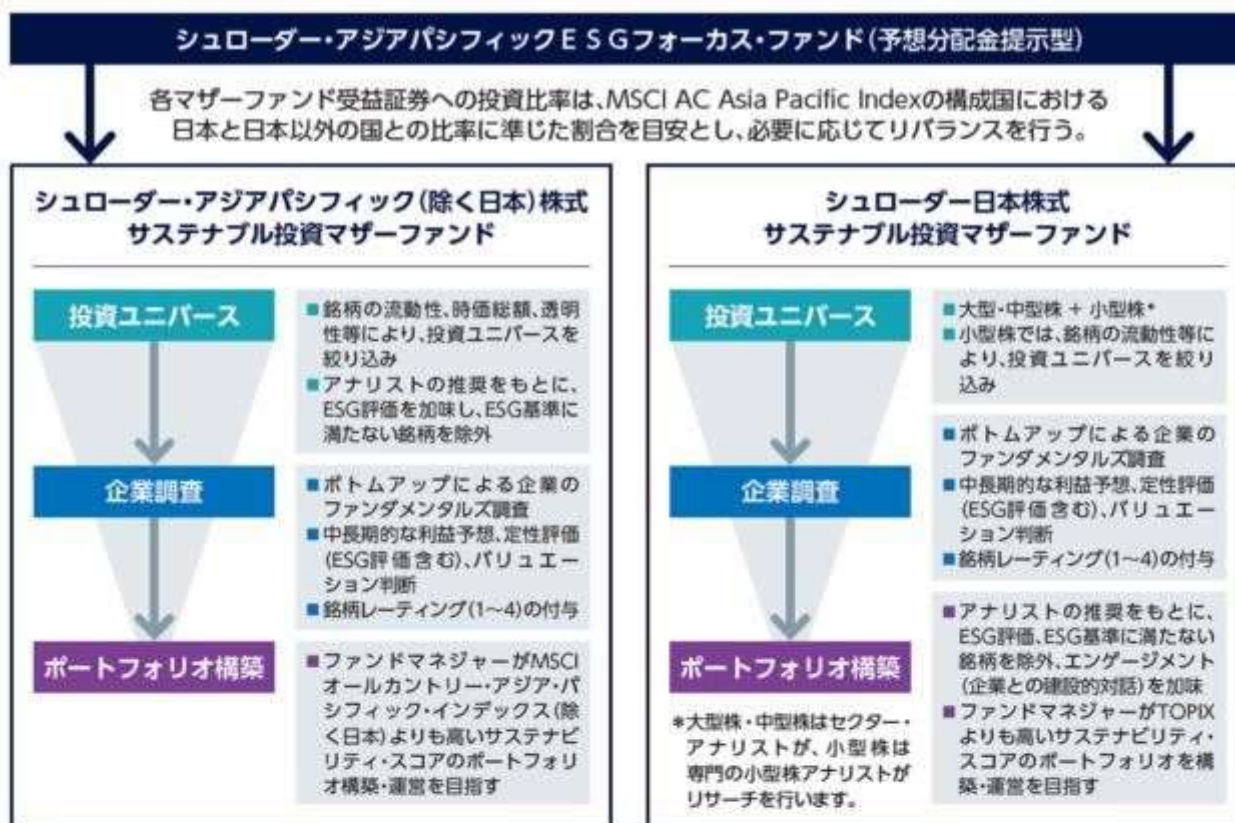
3

ESGの観点を組み入れた運用アプローチを有するシュローダー・グループ*が運用を担当します。

- 創業以来200年以上の歴史と実績を誇る、英国屈指の独立系資産運用グループ、シュローダーの経験豊富な運用プロフェッショナルが運用を行います。
- アジアマザーの運用にあたってはシュローダー・インベストメント・マネジメント(シンガポール)リミテッドに、外貨建て資産の運用の指図に関する権限を委託します。また、日本マザーの運用にあたっては、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社の日本株式チームが運用を担当します。

*シュローダー・グループとは、シュローダーplcを直接もしくは間接的に親会社とする会社等をいいます。

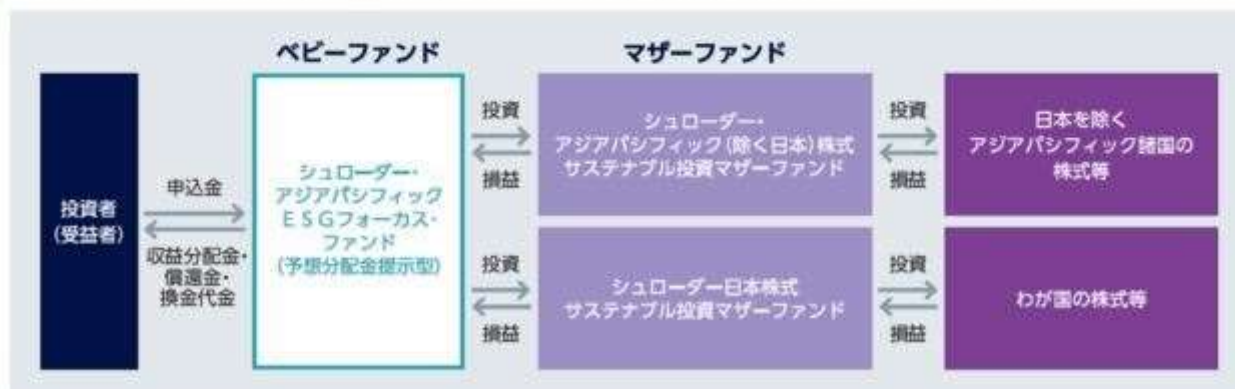
運用プロセス



※上記の運用プロセスは、予告なく変更することがあります。

ファンドの仕組み

- ファンドは、投資者からの資金をまとめてベビーファンドとし、ベビーファンドの資金をマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行うファミリーファンド方式で運用を行います。



※マザーファンドに投資するベビーファンドは、他に分配方針の異なるシュローダー・アジアパシフィック ESG フォーカス・ファンド (資産成長型) があります。

※本書において「実質的な主要投資対象」および「実質投資割合」とは、それぞれ、マザーファンドが投資する最終的な投資対象資産 (株式等) およびその投資割合をいいます。

資金動向、市場動向、信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限

- 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 一発行体等に対する株式等、債券等およびデリバティブ等の実質投資割合は、信託財産の純資産総額に対して、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とします。
- デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

分配方針

原則毎月20日の決算時(休業日の場合は翌営業日。)に、以下の方針に基づき収益分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が分配対象額の範囲内で、基準価額水準、市場動向等を勘案し決定します。
なお、分配を行わないことがあります。
- 毎決算日の前営業日の基準価額に応じ、以下の金額の分配をめざします。
ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

決算日の前営業日の基準価額	分配金額(1万口当たり、税引前)
11,000円未満	基準価額の水準等を勘案して決定
11,000円以上12,000円未満	200円
12,000円以上13,000円未満	300円
13,000円以上14,000円未満	400円
14,000円以上	500円

※毎決算日の前営業日までの短期間において基準価額が急騰した場合や、毎決算日の前営業日から当該決算日までに基準価額が急落した場合等、基準価額水準や市場動向等によっては、分配金や分配原資を予め準備できないこと等から上記とは異なる少ない分配金額となる場合や分配金が支払われない場合があります。

※基準価額が予め定めた上記の各水準に一度到達したとしても、それ以降当該水準に応じた分配を継続するものではありません。

※分配により基準価額は下がるため、次回決算以降の分配金額が変動する場合があります。

※上記表は、一定の基準価額水準になった場合に予想される分配金額を提示したものであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

資金動向、市場動向、信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■ サステナビリティ・リスクとサステナビリティ・リスク管理

シュローダーは、ファンドの運用においてサステナビリティ・リスクを考慮します。

*シュローダーとは、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社をはじめとするシュローダーp/cを直接もしくは間接的に親会社とする会社等(シュローダー・グループ)をいいます。

サステナビリティ・リスクとは、環境、社会、ガバナンス上の出来事や制約のことであり、これらの出来事が発生した場合、投資対象の価値およびリターンに実際にまたは潜在的に重大な悪影響を与える可能性があるものをいいます。サステナビリティ・リスクは、特定の事業の内外で発生し、複数の事業に影響を与える可能性があります。特定の投資対象の価値に悪影響を及ぼす可能性があるサステナビリティ・リスクは以下のものを含みます。

環境：洪水および強風等の異常気象、汚染事故、生物多様性または海洋生態系への被害
 社会：労働ストライキ、傷害または死亡等の安全衛生上の事件、製品安全上の問題
 ガバナンス：脱税、従業員間の差別、不適切な報酬慣行、個人情報保護の懸念
 規制：持続可能な事業および慣行を保護または奨励するための新しい規制、税制または業界基準の導入

ESGファンド固有のリスク

- シュローダーのESGファンドは、環境的または社会的特性を有しており、投資対象銘柄の選択にサステナビリティ基準を適用します。結果として一部の企業、業界、セクターに対するエクスポージャーが限られている可能性があり、サステナビリティ基準に合致しない一定の投資機会を見送ったり、特定の保有銘柄を処分する可能性があります。
- 持続可能な投資の構成について投資家の皆様の間で異なる見解を有する可能性があるため、シュローダーのESGファンドは、特定の投資家の信念および価値を反映しない企業にも投資する可能性があります。
- サステナビリティ・リスクが投資対象銘柄に与える影響度合いを評価するにあたって、シュローダーの独自ツールのほか外部データなどを利用することがあるため、これらのツールやデータが有効でない場合には、ファンドのポートフォリオにおける投資対象銘柄のウェイトの判断に影響する場合があります。

サステナビリティ・リスク管理

投資判断を行う際、資産クラス、投資戦略および投資ユニバースの違いにより、これらの複合的なリスクに対して異なるアプローチが必要になる可能性があります。シュローダーは、通常、例えば、発行体がもたらす可能性のある、社会に対する全般的な費用および利益ならびに環境、または炭素税の引上げ等の個々のサステナビリティ・リスクによって発行体の市場価値がどのように影響を受けるかを(関連するその他の留意事項と併せて)評価することにより、潜在的な投資対象を分析します。

また、シュローダーは、通常、かかる発行体と、顧客、従業員、サプライヤーおよび規制当局といった主要な利害関係者との関係を考慮します。これには、かかる関係が持続可能な方法で管理されているか、および、その結果、発行体の市場価値に重大なリスクがあるかどうかの評価が含まれます。

いくつかのサステナビリティ・リスクの影響には、調査、または独自もしくは外部手段の利用を通じて、推定可能な価値または費用を有する可能性があります。このような場合には、従来からの財務分析にこれを組み込むことができます。発行体に適用される炭素税の増税による直接的な影響を例として挙げた場合、費用の増加または売上減少として財務モデルに組み込むことができます。その他の場合、かかるリスクを定量化することがより困難であるため、シュローダーは、その他の方法で、例えば、発行体の予想される将来価値を引下げることで明示的に、または、例えば、サステナビリティ・リスクが当該発行体にどの程度の影響を及ぼす可能性があるかについてのシュローダーの判断に応じて、ファンドのポートフォリオにおける発行体の証券のウェイトを調整することで暗示的に、その潜在的影響を織込むよう努めます。かかる評価を行うために、適切な場合には、外部のデータ提供者からの補足的な評価基準およびシュローダー自身のデュー・デリジェンスに加えて、一連の独自ツールを利用することがあります。かかる分析により、サステナビリティ・リスクのファンド全体のポートフォリオに及ぼす潜在的影響や、その他のリスクを考慮して、ファンドの予想リターン額についてのシュローダーの見解が反映されます。シュローダーのリスク管理機能により、サステナビリティの観点からポートフォリオのエクスポージャーを独立した立場で監視できます。かかる監視には、ポートフォリオ内のサステナビリティ・リスクの独立した評価、ならびにサステナビリティ・リスク・エクスポージャーについての十分な透明性および報告を確保することが含まれます。

スチュワードシップ方針について

- シュローダーは、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく「建設的な対話」(エンゲージメント)、積極的な議決権行使などを通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、投資リターンの拡大を図る責任を有すると考えています。
- 伝統的な財務分析に加え、企業が環境、社会、ガバナンス(ESG)に関するリスクにどの程度さらされているか、また、それをどのように管理しているか、を分析することは、適正な企業価値の理解、長期的に持続可能な利益を創出する能力の見極めという観点で非常に有益だと考えています。
- シュローダーのスチュワードシップ・コードに係わる取組み内容やエンゲージメントの実施例については、委託会社のホームページをご参照ください。
(<https://www.schroders.com/ja-jp/jp/intermediary/about-us/stewardshipcode/>)

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



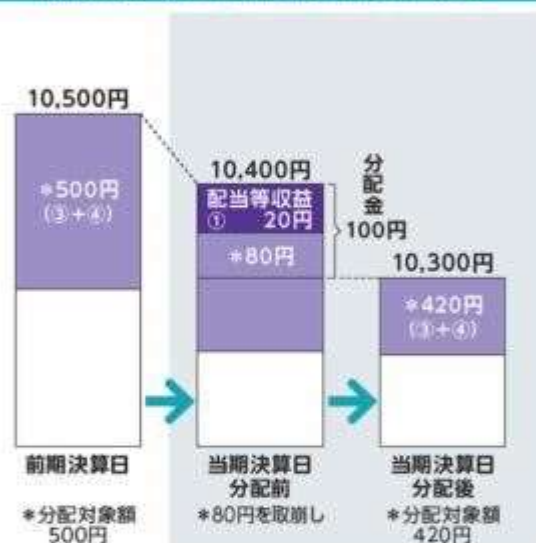
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



- ※ 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
- ※ 上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金：期ごとに分配可能額を計算し、分配可能額から実際に分配した額を引いた額はそのまま信託財産に組み入れられます。この額のことを分配準備積立金といいます。

収益調整金：新規の投資者がファンドを購入したことによって、既存の投資者が受け取る分配金の額が薄まることのないよう、投資信託財産を計理処理する際に使う特有の勘定科目のことです。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※ 元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

④ 信託金限度額

- ・ 4,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・ 委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

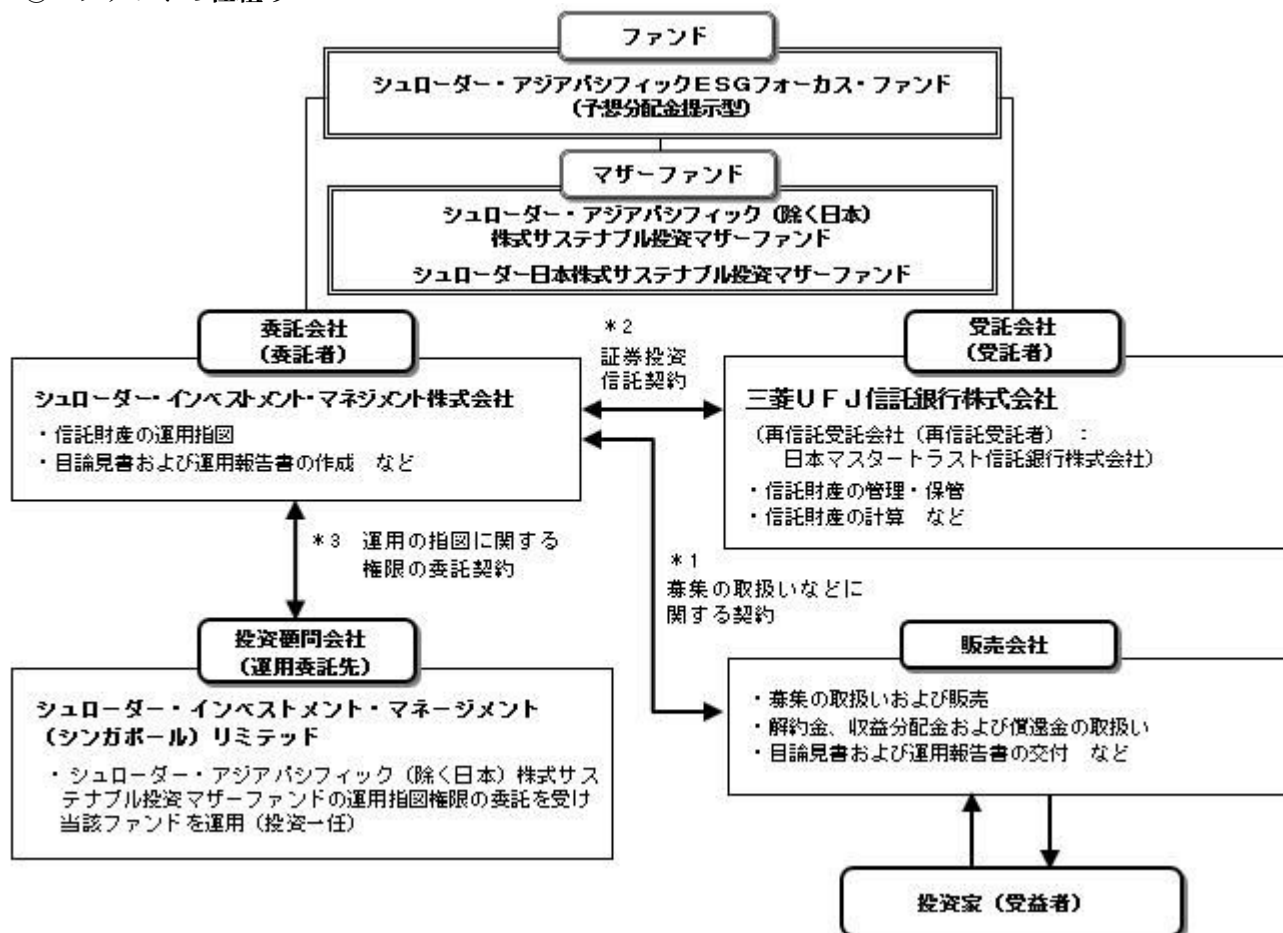
(2) 【ファンドの沿革】

2021年 2月25日

- ・ 信託契約締結、設定、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



- *1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- *2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。
- *3 投資顧問会社に運用の指図に関する権限を委託するにあたり、そのルールを委託会社と投資顧問会社との間で規定したもの。委託する業務内容、報酬の取決めの内容などが含まれています。

② 委託会社の概況（2025年6月末現在）

- 1) 資本金
490百万円
- 2) 沿革

1985年12月10日	：株式会社シュローダー・インベストメント・マネジメント設立
1991年12月20日	：シュローダー投信株式会社設立
1997年 4月 1日	：シュローダー投信株式会社と株式会社シュローダー・インベストメント・マネジメントが合併し、シュローダー投信投資顧問株式会社設立
2007年 4月 3日	：シュローダー証券投信投資顧問株式会社に商号を変更
2012年 6月29日	：シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社（以下「当社」ということがあります。）に商号を変更

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
シュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッド	英国 EC2Y 5AU ロンドン ロンドン・ウォール・プレイス 1	9,800株	100%

2 【投資方針】

（１）【投資方針】

- ① 主としてアジアマザーおよび日本マザーの受益証券に投資を行います。
- ② 各マザーファンド受益証券への投資比率は、MSCI AC Asia Pacific Indexの構成国における日本と日本を除くアジアパシフィック諸国との比率に準じた割合を目安とし、必要に応じてリバランスを行います。

- ③ マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に日本を含むアジアパシフィック諸国の株式に投資し、積極的な運用を行います。
- ④ マザーファンド受益証券の投資比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
- ⑤ 株式の銘柄選択にあたっては、シュローダー・グループ*のアナリストによる定性評価におけるESG（環境・社会・ガバナンス）の観点を加味し、持続的に利益の成長が期待されると判断する企業に投資します。
*シュローダー・グループとは、シュローダーplcを直接もしくは間接的に親会社とする会社等をいいます。
- ⑥ 実質的外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑦ 短期金融商品に投資し、現金を保有することがあります。
- ⑧ 資金の動向、市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

シュローダー・アジアパシフィック（除く日本）株式サステナブル投資マザーファンド（以下「アジアマザー」といいます。）およびシュローダー日本株式サステナブル投資マザーファンド（以下「日本マザー」といい、「アジアマザー」と合わせて「マザーファンド」と総称することがあります。）の受益証券を主な投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ) 有価証券

ロ) デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第22条から第25条までに定めるものに限ります。）

ハ) 約束手形

ニ) 金銭債権

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

イ) 為替手形

② 有価証券の指図範囲等

委託者は、信託金を、主としてシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託シュローダー・アジアパシフィック（除く日本）株式サステナブル投資マザーファンドおよびシュローダー日本株式サステナブル投資マザーファンドの各受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1) 国債証券（金融商品取引法第2条第1項第1号で定めるものをいいます。）

2) 地方債証券（金融商品取引法第2条第1項第2号で定めるものをいいます。）

3) 特別の法律により法人の発行する債券（金融商品取引法第2条第1項第3号で定めるものをいいます。）

4) 資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

5) 社債券（相互会社の社債券を含みます。）（金融商品取引法第2条第1項第5号で定めるものをいいます。）

6) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（下記7）、8）および11）に掲げるものを除きます。）（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

7) 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成5年法律第44号）に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

8) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

9) 株券または新株予約権証券（金融商品取引法第2条第1項第9号で定めるものをいいます。）

10) 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に規定する投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

11) 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資証券、新投資口予約証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

12) 貸付信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第12号で定めるものをいいます。）

13) 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）

14) 信託法（平成18年法律第108号）に規定する受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）

15) 法人が事業に必要な資金を調達するために発行する約束手形のうち、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令で定めるもの（金融商品取引法第2条第1項第15号で定めるものをいいます。）

16) 抵当証券法（昭和6年法律第15号）に規定する抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

17) 外国または外国の者の発行する証券または証書で上記1）から9）までまたは12）から16）までに掲げる証券または証書の性質を有するもの（下記18）に掲げるものを除きます。）（金融商品取引法第2条第1項第17号で定めるものをいいます。）

18) 外国の者の発行する証券または証書で銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権またはこれに類する権利を表示するもののうち、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令で定めるもの（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

19) 金融商品市場において金融商品市場を開設する者の定める基準および方法に従い行う金融商品取引法第2条第21項第3号に掲げる取引にかかる権利、外国金融商品市場（金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下19）において同じ。）において行う取引であって金融商品取引法第2条第21項第3号に掲げる取引と類似の取引にかかる権利または金融商品市場お

- よび外国金融商品市場によらないで行う金融商品取引法第2条第22項第3号もしくは第4号に掲げる取引にかかる権利（以下「オプション」といいます。）を表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
- 20) 上記1)から19)に掲げる証券または証書の預託を受けた者が当該証券または証書の発行された国以外の国において発行する証券または証書で、当該預託を受けた証券または証書にかかる権利を表示するもの（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 21) 上記1)から20)に掲げるもののほか、流通性その他の事情を勘案し、公益または投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして金融商品取引法施行令で定める証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第21号で定めるものをいいます。）

なお、金融商品取引法第2条第1項第9号の証券または証書ならびに同項第17号および第20号の証券または証書のうち第9号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、同項第1号から第5号までの証券ならびに同項第12号、第17号および第20号の証券または証書のうち第1号から第5号までの証券の性質を有するもの、ならびに同項第11号の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、同項第10号の証券および第11号の証券（ただし、新投資口予約証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を上記②に掲げる有価証券のほか次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 信託の受益権（上記②、10)に規定する投資信託の受益証券に表示されるべきものおよび上記②、12)から14)までに掲げる有価証券に表示されるべきものを除きます。）（金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。）
- 6) 外国の者に対する権利で上記5)に掲げる権利の性質を有するもの（上記②、10)に規定する外国投資信託の受益証券に表示されるべきものならびに上記②、17)および18)に掲げる有価証券に表示されるべきものに該当するものを除きます。）（金融商品取引法第2条第2項第2号で定めるものをいいます。）
- 7) 合名会社もしくは合資会社の社員権（金融商品取引法施行令で定めるものに限ります。）または合同会社の社員権（金融商品取引法第2条第2項第3号で定めるものをいいます。）
- 8) 外国法人の社員権で上記7)に掲げる権利の性質を有するもの（金融商品取引法第2条第2項第4号で定めるものをいいます。）
- 9) 民法（明治29年法律第89号）第667条第1項に規定する組合契約、商法（明治32年法律第48号）第535条に規定する匿名組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約または有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第3条第1項に規定する有限責任事業組合契約に基づく権利、社団法人の社員権その他の権利（外国の法令に基づくものを除きます。）のうち、当該権利を有する者（以下9)において「出資者」といいます。）が出資または拠出をした金銭（これに類するものとして金融商品取引法施行令で定めるものを含みます。）を充てて行う事業（以下9)において「出資対象事業」という。）から生ずる収益の配当または当該出資対象事業にかかる財産の分配を受けることができる権利であって、次のいずれにも該当しないもの（上記②、1)から21)に掲げる有価証券に表示される権利および③（ただし、9)を除きます。）の規定により有価証券とみなされる権利を除きます。）（金融商品取引法第2条第2項第5号で定めるものをいいます。）
 - イ) 出資者の全員が出資対象事業に関与する場合として金融商品取引法施行令で定める場合における当該出資者の権利
 - ロ) 出資者がその出資または拠出の額を超えて収益の配当または出資対象事業にかかる財産の分配を受けることがないことを内容とする当該出資者の権利（イ)に掲げる権利を除く。）
 - ハ) 保険業法（平成7年法律第105号）第2条第1項に規定する保険業を行う者が保険者となる保険契約、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第10号に規定する事業を行う同法第5条に規定する組合と締結した共済契約、消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）第10条第2項に規定する共済事業を行う同法第4条に規定する組合と締結した共済契約、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第11条第1項第11号、第93条第1項第6号の2もしくは第100条の2第1項第1号に規定する事業を行う同法第2条に規定する組合と締結した共済契約、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第9条の2第7項に規定する共済事業を行う同法第3条に規定する組合と締結した共済契約または不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号）第2条第3項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利（イ)およびロ)に掲げる権利を除く。）
 - ニ) イ)からハ)までに掲げるもののほか、当該権利を有価証券とみなさなくても公益または出資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして金融商品取引法施行令で定める権利
- 10) 外国の法令に基づく権利であって、上記9)に掲げる権利に類するもの（金融商品取引法第2条第2項第6号で定めるものをいいます。）
- 11) 特定電子記録債権および上記5)から10)に掲げるもののほか、上記②に規定する有価証券および上記5)から10)に掲げる権利と同様の経済的性質を有することその他の事情を勘案し、有価証券とみなすことにより公益または投資者の保護を確保することが必要かつ適当と認められるものとして金融商品取引法施行令で定める権利（金融商品取引法第2条第2項第7号で定めるものをいいます。）

この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ その他の投資対象と指図範囲

信用取引の指図、先物取引等の運用指図、スワップ取引の運用指図、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図、クレジットデリバティブ取引の運用指図、有価証券の貸付けの指図、公

社債の空売りの指図、公社債の借入れの指図、外国為替予約取引の指図、有価証券売却等の指図、資金の借入れ、担保権等の設定を行うことができます。

◆投資対象とするマザーファンドの概要

＜シュローダー・アジアパシフィック（除く日本）株式サステナブル投資マザーファンド＞

運用の基本方針	
基本方針	信託財産の積極的な成長を目指した運用を行います。
主な投資対象	日本を除くアジアパシフィック諸国の株式を主な投資対象とします。コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。
投資態度	① 主として日本を除くアジアパシフィック諸国の株式を投資対象とします。 ② 株式の組入比率は原則として高位を基本とします。 ③ 株式の銘柄選択にあたっては、シュローダー・グループ[*]のアナリストによる定性評価におけるESG（環境・社会・ガバナンス）の観点を加味し、持続的に利益の成長が期待されると判断する企業に投資します。 *シュローダー・グループとは、シュローダーplcを直接もしくは間接的に親会社とする会社等をいいます。 ④ 原則として外貨建資産については為替ヘッジを行いません。 ⑤ 運用にあたっては、シュローダー・インベストメント・マネジメント（シンガポール）リミテッドに外貨建資産の運用の指図に関する権限を委託します。 ⑥ 資金の動向、市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	① 株式への投資割合には制限を設けません。 ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。 ④ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑥ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑦ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑧ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。 ⑨ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社
投資顧問会社 （運用委託先）	シュローダー・インベストメント・マネジメント（シンガポール）リミテッド
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

＜シュローダー日本株式サステナブル投資マザーファンド＞

運用の基本方針	
基本方針	信託財産の積極的な成長を目指した運用を行います。

主な投資対象	我が国の株式を主な投資対象とします。コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。
投資態度	① 主として、我が国の株式を投資対象とします。 ② 株式の組入比率は原則として高位を基本とします。 ③ 株式の銘柄選択にあたっては、シュローダー・グループ*のアナリストによる定性評価におけるESG（環境・社会・ガバナンス）の観点を加味し、持続的に利益の成長が期待されると判断する企業に投資します。また、エンゲージメント（企業との建設的対話）を通じて、ESGの観点で今後の改善が期待できる企業に対しても長期的視点で投資します。 *シュローダー・グループとは、シュローダーplcを直接もしくは間接的に親会社とする会社等をいいます。 ④ 資金の動向、市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	① 株式への投資割合には制限を設けません。 ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。 ③ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑤ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑥ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑦ 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑧ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。 ⑨ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入る有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

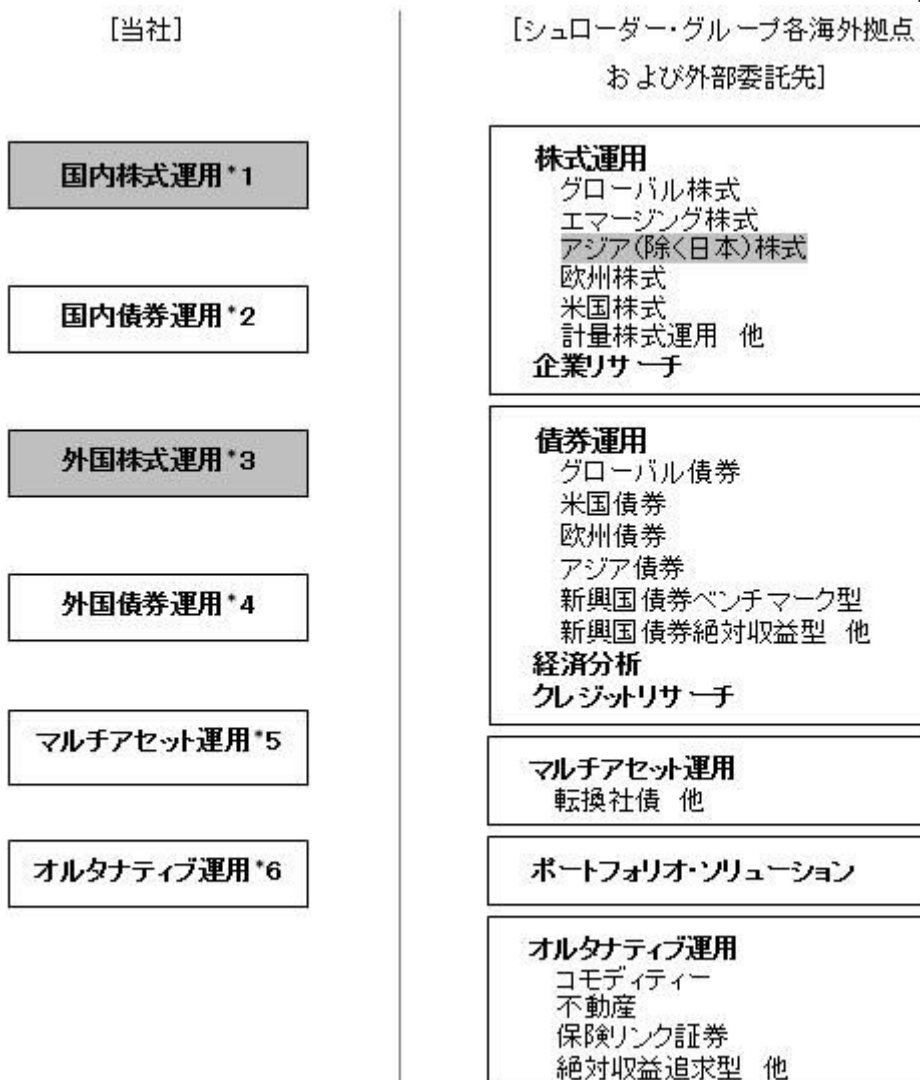
（３）【運用体制】

① 運用体制

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社（国内株式運用担当、外国株式運用担当）が、ファンドおよびマザーファンドの運用を行います。

なお、ファンドの主要投資対象であるシュローダー・アジアパシフィック（除く日本）株式サステナブル投資マザーファンドの運用にあたっては、シュローダー・インベストメント・マネジメント（シンガポール）リミテッドに外貨建資産の運用の指図に関する権限を委託します。

運用にあたっては、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社が「投資運用業務に係る業務運営規程」（社内規則）に則り、以下の体制（委託会社と委託会社のグループおよび外部委託先を包括する運用体制を示しています。）で臨みます。



- *1 国内株式運用における、個別銘柄分析、ポートフォリオの構築およびリスク管理、国内投資信託の運用指図
- *2 国内債券運用に関する指図の権限の委託（委託先は、マニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社）、国内投資信託の運用指図
- *3 外国株式運用に関する指図の権限の委託（委託先は、シュローダー・グループ内の各関連会社）、国内投資信託の運用指図
- *4 外国債券運用に関する指図の権限の委託（委託先は、シュローダー・グループ内の各関連会社）、国内投資信託の運用指図
- *5 マルチアセット運用に関する指図の権限の委託（委託先は、シュローダー・グループ内の各関連会社）、国内投資信託の運用指図
- *6 オルタナティブ運用に関する指図の権限の委託（委託先は、シュローダー・グループ内の各関連会社および外部委託先）、国内投資信託の運用指図

② 内部管理体制

運用部門、トレーディング部門、管理部門はそれぞれ完全に独立しており、部門間で十分に牽制機能が働くような組織構成となっています。これらの牽制機能が十分に機能しているかどうかを監視するため、運用プロセスから独立した部門がモニタリングを実施し業務手続の遵守状況やリスク管理状況を定期的にチェックしています。エラーや違反が行われた場合には、改善の提言およびその実施状況の確認を行います。

約定から決済まで一貫して自動処理を行う売買発注システムの運営にあたっては、個々のスタッフに付与されている権限は厳格に分離されており、当事者以外が他の権限によりシステムにアクセスすることはできないようになっています。

投資ガイドラインおよび社内ルール遵守状況については、当該売買発注システムのコンプライアンス機能により、自動的にチェックされています。個別の取引に関してはその都度、残高・保有に関しては日次で自動的にコンプライアンスチェックが行われます。遵守状況は運用プロセスから独立した部門によって日々モニタリングされ、是正が必要と認められた場合には、運用部やプロダクト・マネジメント部に必要な措置を講じるよう求めます。

流動性リスク管理方針を定めて運用部門から独立したリスク管理部署が、ファンド組入資産の流動性リスクを随時モニタリングするとともに、緊急事態発生時の対応策を規定し、検証を行います。リスク委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督しています。

③ 受託銀行に関する管理の体制

信託財産管理に関する、基準価額計算、決算処理などの日常業務を通じて、受託銀行の事務処理能力については、商品対応力、即時対応力、正確性などを含め把握に努めています。問題が発見された場合には、受託銀行と適宜連絡を行い、改善を求めています。受託銀行における内部統制については、各受託銀行より外部監査人による内部統制についての報告書を取得しています。

※上記体制は2025年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（4）【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時（毎月20日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。）に原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 1) 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。以下同じ。）等の全額とします。
- 2) 分配金額は、委託者が1)の範囲で、基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。なお、収益分配を行わないことがあります。
- 3) 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

② 収益分配金の支払い

＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

＜分配金受取りコース（一般コース）＞

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（5）【投資制限】

① 約款に定める投資制限

- 1) 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 2) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 3) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- 4) 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 5) デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。
- 6) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以下となるよう調整を行うこととします。

7) 投資する株式等の範囲

- イ) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- ロ) イ)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

8) 信用取引の指図

- イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ロ) イ)の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権に限り。）の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

9) 先物取引等の運用指図

- イ) 委託者は、価格変動リスクを低減するため、日本国内の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）、有価証券先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号イに掲げるものをいいます。）、有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。）、および有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ）

- ロ) 委託者は、価格変動リスクおよび為替変動リスクを低減するため、日本国内の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ハ) 委託者は、価格変動リスクを低減するため、日本国内の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- 10) スワップ取引の運用指図
- イ) 委託者は、価格変動リスクおよび為替変動リスクを低減するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとし、ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格評価会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって評価するものとします。
- 11) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図
- イ) 委託者は、価格変動リスクおよび為替変動リスクを低減するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ロ) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとし、ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格評価会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって評価するものとします。
- ニ) 11)において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる日本国内または外国において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ホ) 11)において「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下11)において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下11)において同じ。）を取り決め、その取り決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ヘ) 11)において「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。
- 12) クレジットデリバティブ取引の運用指図
- イ) 委託者は、価格変動リスクを低減するため、クレジットデリバティブ取引（金融商品取引法第2条第21項第5号イおよび同条第22項第6号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行うことの指図をすることができます。
- ロ) クレジットデリバティブ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとし、ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ) クレジットデリバティブ取引（金融商品取引法第2条第22項第6号イに掲げるものに限ります。）の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格評価会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって評価するものとします。
- 13) 有価証券の貸付けの指図および範囲
- イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
1. 株式の貸付けは貸付時点において貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとし、
 2. 公社債の貸付けは貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとし、
- ロ) イ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 14) 公社債の空売りの指図および範囲
- イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において行う信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ロ) イ)の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えないものとし、
- ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ)の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する売付けの

一部を決済するための指図をするものとします。

- 15) 公社債の借入れの指図および範囲
 - イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。
 - ロ) イ)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
 - ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
 - ニ) イ)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。
- 16) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 17) 外国為替予約取引の指図および範囲
 - イ) 委託者は、投資対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、または為替変動リスクを低減するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
 - ロ) イ)の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを低減するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
 - ハ) ロ)の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- 18) 投資制限

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいいます。）について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 19) 資金の借入れ
 - イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - ロ) イ)の資金借入額は、次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額を超えない額
 2. 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額を超えない額
 - ハ) 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
 - ニ) 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
 - ホ) 借入金の利息は信託財産中から支弁します。
- 20) デリバティブ取引にかかる確認的規定
 - イ) 委託者または受託者は、この信託約款に基づいて取引指図するデリバティブ取引として、金融商品清算機関（外国の金融商品清算機関を含みます。以下「清算機関」といいます。）が取引の両当事者間に入って当該取引の各当事者の取引相手となり清算される店頭デリバティブ（以下「中央清算されるデリバティブ取引」といいます。）の取引指図をすることができ、また、これに伴い、次の指図をすることができます。
 1. 清算ブローカーが債務不履行に陥った場合に、清算機関の規則にしたがって当該清算ブローカーが保有するオープン・ポジションをその他の清算ブローカーに移転または移管するよう当該清算機関に対して指図すること
 2. 清算機関が債務不履行に陥った場合に、オープン・ポジションをその他の清算機関に移管するよう指図すること
 3. その他、中央清算されるデリバティブ取引に関する一切の行為
 - ロ) 委託者は、この信託およびこの信託が行うデリバティブ取引に関する情報を、適用法令に従い要請される、取引相手、清算会員、清算機関、取引情報蓄積機関、その他仲介業者およびその他関係者に提供することができます。
- 21) 担保権等設定にかかる確認的規定
 - イ) 委託者は、信託財産における特定の資産につき、有価証券先渡取引、有価証券店頭指数等先渡取引、有価証券店頭オプション取引、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、直物為替先渡取引、クレジットデリバティブ取引、有価証券の貸付け、公社債の借入れ、外国為替予約取引、資金の借入れその他の取引により信託財産の負担する債務を担保するため、日本法または外国法に基づく担保権等の設定（現金を預託して相殺権を与えることを含みます。）の指図をすることができ、また、これに伴い適用法上当該担保権等の効力を発生させ、または対抗要件を具備するために必要となる契約の締結、登記、登録、引渡しその他一切の行為を行うことの指図をすることができます。
 - ロ) 担保権等の設定に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 法令による投資制限

- 1) 同一法人の発行する株式の投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律）
同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。
- 2) デリバティブ取引等の投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）
運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証券に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行ないません。
- 3) 信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）
運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行なうことを内容とした運用を行ないません。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

- ・ファンドは組入る有価証券等の価格下落、発行体の倒産および財務状況の悪化、為替変動等の影響により、ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドは預貯金と異なります。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。
- ・分配金は、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われるとその金額相当分、基準価額は下がります。また、必ず支払われるものではなく、金額も確定しているものではありません。

なお、以下に記載するリスクは当ファンドに関するすべてのリスクについて必ずしも完全に網羅したものではなく、それ以外のリスクの存在する場合があることにご注意ください。

- ① 組入株式の価格変動リスク、信用リスク
ファンドが実質的に投資を行う株式の価格は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等を反映して変動します。株式の価格は、短期的または長期的に大きく下落することがあります。また、株式の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合もあります。組入株式の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。
- ② 為替変動リスク
ファンドが実質的に保有する外貨建資産の円換算の価値は、その資産における価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。保有実質外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。
- ③ カントリーリスク
実質的な投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制等が設けられた場合には、基準価額が下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。

チャイナ・コネクト^{*1}を通じて中国A株^{*2}への投資を行う場合があります。また、中国A株に投資するETF、投資信託等を通じて、間接的に中国A株に投資する場合があります。

チャイナ・コネクトに関連する規則および規制は変更される可能性があります。かかる変更が遡及的效果をもたらす場合があります。当該制度は、割当制限に従います。当該制度を通じた取引が停止された場合、ファンドの当該制度を通じた中国A株への適時の投資が制限される可能性があります。その結果、ファンドの当該制度を通じた中国本土市場へのアクセス、ひいては投資戦略の追求が困難になる可能性があります。チャイナ・コネクトの規制は、売買に対して一定の制限を課しています。したがって、ファンドは、保有する中国A株の処分を適時に行うことができない可能性があります。また、チャイナ・コネクトを通じた取引の適格銘柄の範囲から特定の銘柄が除外されることがあり、この場合、購入予定であった銘柄を購入できなくなる等、ファンドの資産保有状況や投資戦略に悪影響を及ぼす可能性があります。チャイナ・コネクトの取引日は中国本土と香港の取引日の両方を考慮するため、中国本土市場は取引を行っているが香港市場は閉鎖されている場合があります。ファンドは、そのような日において、中国A株の価格変動のリスクを負う可能性があります。上記のような場合には、ファンドの投資目的の達成が困難になる可能性があります。

ファンドはチャイナ・コネクトを通じて、上海証券取引所のハイテク新興企業向け市場（スターボード）や深セン証券取引所の新興企業向け市場（チャイネクスト）に上場する新興企業の株式に投資する場合があります。これらの企業は事業規模が小さいため、株式の流動性や株価変動性、回転率が大きく、株価は過大評価され、持続しない可能性があり、流通株式が少ないため株価操作される可能性があります。また、企業の収益性や資本金規制などに関する上場基準は、大企業が上場する中国A株メインボード市場に比べて厳格でなく、上場廃止となるリスクもあり、上場銘柄数が限られているため、少数銘柄へ投資が集中するリスクがあります。これらの事象が組入銘柄に生じた場合、ファンドは重大な損失を被る可能性があります。これにより基準価額が下落し、投資元本を割り込むことがあります。

*1 チャイナ・コネクトとは、中国本土と香港の間で証券市場への相互アクセスを実現することを目的とした証券取引および決済接続制度であり、上海・香港ストック・コネクトおよび深セン・香港ストック・コネクトを指します。かかる制度により、海外投資家は、香港に拠点を置くブローカーを通じて、中国本土の証券取引所に上場される一定の中国A株を取引することができます。

*2 中国A株とは、中国本土の証券取引所に上場され、人民元で取引されている中国企業の株式をいいます。

④ 流動性に関するリスク

証券やその他の投資対象商品を売買する際、その市場規模や取引量が小さい場合は、流動性が低下

し、本来想定される投資価値とは乖離した価格水準による取引が行われたり、価格の変動性が大きくなる傾向があると考えられます。また、政治・経済情勢の急変時等においては、流動性が極端に低下し、より一層、価格変動が大きくなることも想定されます。このように流動性が低下した場合には、基準価額が下落する要因となり投資元本を割り込むことがあります。

＜その他の留意事項＞

① 換金に関する制限

1) 信託期間中であっても、下記のいずれかに該当する場合は、換金の申込みを受付けません。

- ・国内の休業日
- ・香港証券取引所の休業日
- ・オーストラリア証券取引所の休業日
- ・香港の銀行の休業日
- ・オーストラリアの銀行の休業日

2) 大口解約は、解約金額および受付時間に制限を設けさせていただく場合があります。

② 流動性リスクに関する留意事項

ファンドに大量の解約申込みがあり短期間で解約資金を準備する場合や取引市場において市場環境が急変した場合等には、組入資産の流動性が低下して市場実勢から想定される価格水準から乖離した取引となったたり、取引量が限られる場合があります。このような場合には基準価額が下落したり、換金申込みの受付を中止することや換金代金のお支払いが遅延する場合があります。

③ ファンドからの資金流出に伴うリスクおよび留意点

換金代金の支払資金を手当するために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際、市況動向や流動性等の状況によっては基準価額が大きく変動する要因となります。また、保有証券の売却代金の回収までの期間、一時的にファンドで資金借入れを行うことによってファンドの換金代金の支払いに対応する場合、借入金利はファンドが負担することになります。

④ 短期金融商品の信用リスク

ファンドおよびマザーファンドの資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融商品で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

⑤ 信託の途中終了

受益者からの換金の申し出により、ファンドの受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合、または取引市場の大幅な変動などにより運用の継続が困難と認められた場合、または正当な理由があるときには、信託期間の途中でも信託を終了させる場合があります。

⑥ 買付・解約の中止

金融商品取引所等*における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他合理的な事情（投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）が生じた場合には、受益権の買付、一部解約の実行の請求の各申込みの受付を中止すること、あるいは、すでに受付けたそれらの申込みの受付を取り消すことがあります。

*金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

⑦ 運用の基本方針に沿った運用ができない場合

ファンドおよびマザーファンドが投資を行う市場の混乱やファンドに大量の換金が生じた場合などには、機動的に保有資産の売却ができないことが想定されます。こうした場合を含め、資金動向、市況動向その他の要因等によっては、運用の基本方針にしたがった運用ができない場合があります。

⑧ 運用体制の変更ならびにファンドマネジャーの交代

ファンドおよびマザーファンドの運用体制は、今後、変更となる場合があります。

また、ファンドおよびマザーファンドは長期にわたり運用を行うために、信託期間の途中においてファンドマネジャーが交代となる場合があります。この場合においても、ファンドの運用方針が変更されることはありませんが、ファンドマネジャーの交代等に伴い、組入銘柄の入替等が行われる場合があります。

⑨ 店頭デリバティブ取引に適用される制限に関する留意事項

店頭デリバティブ取引等の国際的な規制強化を受けて、一定のデリバティブ取引について、取引所等において取引し清算機関を通じて決済することが、また一定の店頭デリバティブ取引について清算機関における清算と証拠金の提供が求められることとなります。さらに一定の清算機関を通さない非清算店頭デリバティブ取引については、取引当事者間での証拠金の授受が求められることとなります。ファンドが店頭デリバティブ取引等を活用する場合、当該規制による店頭デリバティブ・ディーラーのコスト増を受けた運用管理費用の増大や、証拠金拠出に備えた現金等の保有比率の高まりによる投資対象資産の組入比率の低下等により、ファンドの投資目的達成に悪影響を及ぼす可能性があります。また、清算ブローカーや清算機関が支払不能又は債務不履行に陥った場合、ファンドが拠出した証拠金が回収できなくなり、清算金の返金が遅れる可能性があります。この他、規制対象とならない店頭デリバティブ取引を行う場合、規制対象のデリバティブ取引に比べ、信用リスクや決済リスクその他のリスクが複雑なものとなる可能性があります。

⑩ 外国為替取引に関する留意事項

ファンドは、ISDAマスター契約を締結せずに特定の為替ブローカーとの間で外国為替取引を行うことがあります。ISDAマスター契約を締結しない外国為替取引においては、為替ブローカーが倒産した場合、ファンドはISDAマスター契約に基づくクローズアウト・ネットティング（取引の期限前終了と一括清算）の権利を行使することができず、その結果、ファンドに評価益がある外国為替取引に係る支払義務を為替ブローカーが履行せず、ファンドに評価損がある外国為替取引に係る為替ブローカーに対する支払義務の履行を為替ブローカーの破産管財人等から求められる（「チェリーピッキング」といいます。）可能性があります。為替ブローカーが倒産した場合、ISDAマスター契約を締結していない取引から生じる損失は、すべて受益者に帰属します。

特定の外国為替取引は、為替ブローカーの日本における子会社を通じて行う必要があり、これらの子会社が格付を取得していない、または投資適格未満である場合があります。このような場合、外国為替取引に基づく子会社の債務について、親会社の保証を得ることができない可能性があります。

また、為替ブローカーとISDAマスター契約やその他の取引書類を締結しないことにより、委託会社がファンドに代わって、為替ブローカーの取引条件で外国為替取引を実施し、その取引条件の下でファ

ンドに代わって特定の表明、保証および補償に同意したとみなされることがあります。

⑪ ファミリーファンド方式に関する留意事項

投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの設定・解約等に伴う組入有価証券等の売買が行われた場合等には、組入有価証券等の価格変化や売買手数料の負担等により、ファンドの基準価額に影響を与える場合があります。

⑫ 現金等の組入に関する留意事項

市場動向等によっては、短期金融資産や現金の実質的な組入比率が高まり、その他の投資対象資産の実質的な組入比率が低下する場合があります。

(2) リスク管理体制

① ファンドの運用リスク管理

＜シュローダー・グループ全体の運用リスク管理＞

シュローダー・グループでは、発注および運用管理システムを導入し、投資ガイドラインチェック、ポートフォリオのモデリングおよびファンドマネジャーの運用指図、トレーダーの発注・約定などの業務プロセスを一貫して電子上で処理・管理しています。投資信託の約款に示されている運用方針や当社またはシュローダー・グループ内で統一的に定めた社内ルール等は、同システム上に設定されます。ファンドマネジャーがトレーダーに売買指示をする際に、システム上で投資ガイドラインに対する違反がないかどうかコンプライアンスチェックが実施され、遵守が確認されると注文はトレーダーに送信されます。遵守していない場合は、ただちにシステムから警告が発せられ、ファンドマネジャーは発注数量の変更や発注の取り消しなど必要な措置を講じることが要求されます。また、投資ガイドラインに抵触がないかどうかは、日次でポートフォリオ・コンプライアンスの担当者によりモニタリングされています。

＜流動性リスク管理＞

流動性リスク管理方針を定めて運用部門から独立したリスク管理部署が、ファンド組入資産の流動性リスクを随時モニタリングするとともに、緊急事態発生時の対応策を規定し、検証を行います。リスク委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督しています。

② 内部牽制体制の整備状況

シュローダー・グループでは運用部門と管理部門を分離する一方、運用部門とトレーディング部門との分離もはかっています。これにより、運用部門は各ファンド毎に定められた投資制限の範囲内で投資判断を行い、トレーディング部門は最良発注および信託財産相互間の公平性の確保を目指しています。また、当社のリスク部門等やシュローダー・グループの内部監査部門が各部門の業務手続きを見直し、改善の提言および改善の実施状況のチェックを行います。さらに、当社のコンプライアンス部門のモニタリングにより各部門の手続きの遵守状況を定期的にチェックします。コンプライアンス部門ではまた、役職員に対し定期的にコンプライアンス・セッション等を行うことにより、関連法規制の重要事項および社内手続き等の周知徹底を行います。

③ 内部検査・監査体制

当社のコンプライアンス部門は、年間モニタリング計画に基づいて、運用、営業、管理の各部門が法令・諸規則、協会諸規則および社内業務手続きに沿って運営されているかどうかについて管理体制等をチェックします。問題もしくは懸念事項が発見された場合には、必要な改善策とその実施スケジュールを各部門長と合意に至るまで協議し、合意された改善策の実施状況を確認します。また、シュローダー・グループの内部監査部門が定期的に当社を訪問し、各部門・業務に対する監査を行っています。

④ 外部監査について

外部監査としては、会計監査並びに投信法に基づく投信ファンド監査、シュローダー・グループの財務諸表監査および諸手続きの監査、グローバル投資パフォーマンス基準（GIPS）^{*}準拠の検証、投資一任契約に係わる資産運用管理業務に係る内部統制についての検証が、各々監査法人により定期的に実施されています。

^{*}グローバル投資パフォーマンス基準（GIPS）とは、IPC（Investment Performance Council）が所管するパフォーマンス基準（資産運用会社が自社の投資パフォーマンスの記録を顧客に対して提示するための基準）をいいます。

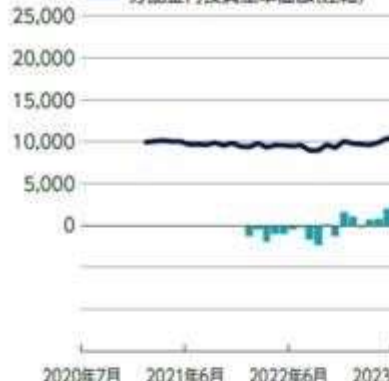
※上記体制は2025年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

《参考情報》

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2020年7月末～2025年6月末

— 当ファンドの年間騰落率(右軸)
— 分配金再投資基準価額(左軸)



※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。

※年間騰落率は、2022年2月から2025年6月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

2020年7月末～2025年6月末

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※2020年7月から2025年6月の5年間(当ファンドは2022年2月から2025年6月)の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

※決算日に対応した数値とは異なります。

※当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

各資産クラスの指数

日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株・・・MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債・・・NOMURA-BPI国債

先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

MSCIは、本資料に含まれるいかなるMSCIのデータについても、明示的・黙示的に保証せず、またいかなる責任も負いません。MSCIのデータを、他の指数やいかなる有価証券、金融商品の根拠として使用する、あるいは再配布することは禁じられています。本資料はMSCIにより作成、審査、承認されたものではありません。いかなるMSCIのデータも、投資助言や投資に関する意思決定を行うこと(又は行わないこと)の推奨の根拠として提供されるものではなく、また、そのようなものとして依頼されるべきものでもありません。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料(スイッチングの際の申込手数料を含みます。)につきましては、販売会社が定めるものとします。

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.30%(税抜3.00%)を上限として販売会社が独自に定める申込手数料率を乗じて得た額とします。

申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<分配金再投資コース(自動けいぞく投資コース)>の場合、収益分配金の再投資により取得する口数

については、申込手数料はかかりません。

※申込手数料は、受益権購入に伴い必要な商品等に関する説明・情報提供、および事務コスト等の対価です。

（２）【換金（解約）手数料】

- ① 換金手数料
ありません。
- ② 信託財産留保額
解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.2%の率を乗じて得た額（１口当たり）が差し引かれます。
※「信託財産留保額」とは、受益者の公平を図るため、投資信託を解約される受益者の解約代金から差し引いて、信託財産に繰り入れる金額のことです。

（３）【信託報酬等】

- ① 信託報酬
信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年率1.837%（税抜1.67%）を乗じて得た額とします。
- ② 信託報酬の配分
信託報酬の配分は、以下の通りとします。

配分（年率/税抜）		役務の内容
委託会社	0.85%	ファンドの運用、受託会社への指図、基準価額の算出ならびに公表運用報告書・有価証券報告書等法定書面の作成、および受益者への情報提供資料の作成等
販売会社	0.75%	運用報告書等各種書類の交付 口座内でのファンドの管理、および受益者への情報提供等
受託会社	0.07%	ファンドの財産保管・管理 委託会社からの指図の実行等

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

※委託会社の配分には、シュローダー・アジアパシフィック（除く日本）株式サステナブル投資マザーファンドの運用委託先であるシュローダー・インベストメント・マネージメント（シンガポール）リミテッドに対する報酬が含まれています。

- ③ 支払時期
信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されることで、ファンドの基準価額に反映され、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

（４）【その他の手数料等】

- ファンドから支払われる費用には次のものがあります。
- ① 組入る有価証券の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用およびこれらにかかる消費税等相当額
 - ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用、外貨建資産の保管等費用、借入金の利息、融資枠の設定に要する費用および受託者が立替えた立替金の利息およびこれらにかかる消費税等相当額
 - ③ 上記①および②に準ずる費用であり受益者の負担として信託財産中から支弁するのが相当であると委託者が合理的に判断する費用およびこれらにかかる消費税等相当額
 - ④ その他の諸費用およびこれらにかかる消費税等相当額。なお、これらに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。
 - 1) 監査費用
 - 2) 法律顧問・税務顧問への報酬および費用
 - 3) 目論見書の作成および提供費用
 - 4) 有価証券届出書・有価証券報告書等法定提出書類の作成・印刷・提出費用
 - 5) 信託約款の作成・印刷・届出費用
 - 6) 投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報の作成および提供費用
 - 7) 公告にかかる費用ならびに他の信託との併合、信託約款の変更および信託契約の解約にかかる事項を記載した書面の作成・印刷・交付にかかる費用
 - 8) 投信振替制度にかかる費用および手数料等
 - 9) この信託の計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳簿管理、法定報告等）にかかる費用
 - 10) 格付の取得に要する費用
 - 11) 上記1) から10) に準ずる費用であり以下に規定する支払方法によることが相当であると委託者が合理的に判断する費用

委託会社は、上記④の諸費用の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積もった結果、信託財産の純資産総額の年率0.11%（税抜0.10%）相当額を上限として、かかる諸費用の合計額とみなして、実際の金額のいかにかわらず、ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、かかる諸費用の年率を見直し、年率0.11%（税抜0.10%）を上限としてこれを変更することができます。

上記④の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されることで、ファンドの基準価額に反映されます。かかる諸費用は、毎計算期末（当該日が休業日の場合は翌営業日）または信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

※上記の監査費用は、監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用です。

※（４）その他の手数料等のうち、①および②の費用は、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※上記（３）および（４）の合計額は、投資者の皆様がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、事前に示すことができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

・公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。

・当ファンドは、NISAの対象ではありません。

① 個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

*解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

② 法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

③ 個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

2) 受益者が収益分配金を受け取る際

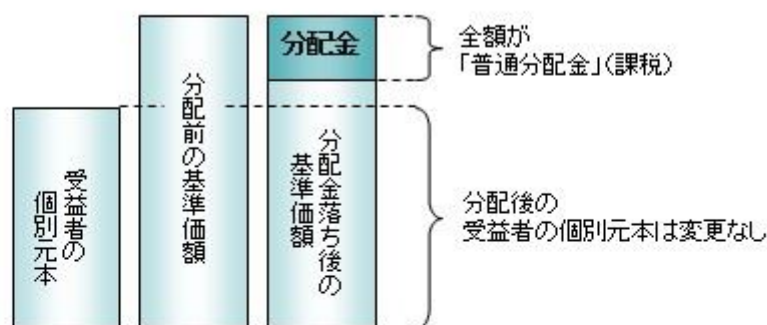
イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

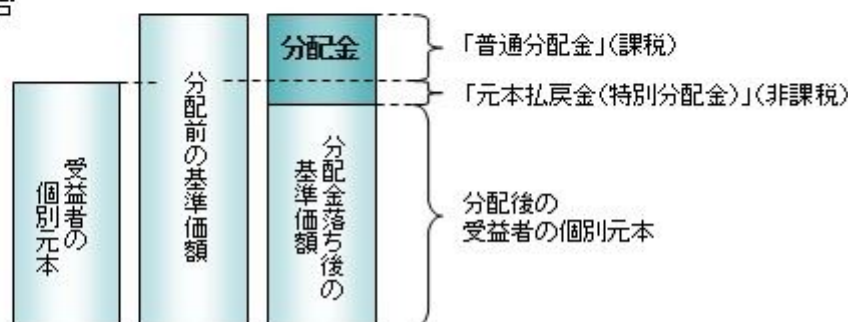
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



⑤ 米国外国口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」といいます。）に基づく米国税務報告義務

米国における追加雇用対策法案の一環として、2010年3月18日に、2012年外国口座税務コンプライアンス法の規定が制定され、内国歳入法の一部となりました。FATCAには、外国金融機関（以下「FFI」といいます。）が、FATCAの目的における米国人またはFATCAの対象となる他の外国事業体により保有される受益証券に関する一定の情報を、米国内国歳入庁（以下「内国歳入庁」といいます。）に直接報告し、当該目的において追加の識別情報を集めるよう義務づける規定が含まれています。国内投資信託に関しては、ファンドおよびファンドの関係法人がFFIに該当し、それらが内国歳入庁に登録を行わない等FATCAの遵守が行われない場合、米国を源泉とする収益の支払および米国を源泉とする収益を生み出す有価証券の販売を行うことによりもたらされる総手取金額に関し、30%の源泉徴収税の対象となることがあります。

FATCA上課される義務を遵守する目的で、2014年7月1日から、販売会社は、自らの顧客の米国税務上の立場を確認するため、顧客がFATCAの目的における特定の米国人、米国人所有の非米国事業体もしくは非参加FFI（以下「NPFFI」といいます。）に該当する場合、または必要書類を速やかに提供しない場合、関係法令に従い、当該顧客に関する情報を内国歳入庁へ報告する必要があります。また、受益者は、FATCAの目的における米国人の定義が現行の米国人の定義よりも幅広い投資家を含みうることに留意が必要となります。

※外国税額控除の適用がある場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は2025年6月末現在のもので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

<参考情報>

ファンドの総経費率

総経費率(①+②)	2.54%	内容
①運用管理費用の比率	1.83%	ファンドの信託報酬
②その他費用の比率	0.71%	法定書類作成等に要する費用、監査費用等

※対象期間は2024年12月21日～2025年6月20日です。

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。)を対象期間の平均受益権口数に運用報告書作成期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた比率(年率)です。これらの値はかかる前提条件で算出した参考値であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細および最新の状況につきましては、ファンドの直近の運用報告書にてご確認ください。

5【運用状況】

【シュローダー・アジアパシフィックESGフォーカス・ファンド（予想分配金提示型）】

以下の運用状況は2025年 6月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	58,697,543	100.05
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	△31,624	△0.05
合計（純資産総額）		58,665,919	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	シュローダー・アジアパシフィック（除く日本）株式サステナブル投資マザーファンド	13,815,487	2.7567	38,085,154	2.8533	39,419,729	67.19
日本	親投資信託受益証券	シュローダー日本株式サステナブル投資マザーファンド	6,237,362	2.9994	18,708,344	3.0907	19,277,814	32.86

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.05
合 計	100.05

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1特定期間末	(2021年 6月21日)	401	401	0.9964	0.9964
第2特定期間末	(2021年12月20日)	327	327	0.9556	0.9556
第3特定期間末	(2022年 6月20日)	211	211	0.9359	0.9359
第4特定期間末	(2022年12月20日)	185	185	0.9403	0.9403
第5特定期間末	(2023年 6月20日)	148	149	1.0435	1.0535
第6特定期間末	(2023年12月20日)	94	94	1.0219	1.0219
第7特定期間末	(2024年 6月20日)	62	63	1.1109	1.1309
第8特定期間末	(2024年12月20日)	71	72	1.0750	1.0850
第9特定期間末	(2025年 6月20日)	60	60	1.0476	1.0576
2024年 6月末日		64	—	1.1256	—
7月末日		61	—	1.0523	—
8月末日		61	—	1.0275	—

9月末日	61	—	1.0674	—
10月末日	61	—	1.0804	—
11月末日	60	—	1.0457	—
12月末日	63	—	1.0837	—
2025年 1月末日	57	—	1.0610	—
2月末日	54	—	1.0119	—
3月末日	55	—	1.0202	—
4月末日	53	—	0.9906	—
5月末日	57	—	1.0543	—
6月末日	58	—	1.0822	—

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	2021年 2月25日～2021年 6月21日	0.0000
第2特定期間	2021年 6月22日～2021年12月20日	0.0000
第3特定期間	2021年12月21日～2022年 6月20日	0.0000
第4特定期間	2022年 6月21日～2022年12月20日	0.0000
第5特定期間	2022年12月21日～2023年 6月20日	0.0100
第6特定期間	2023年 6月21日～2023年12月20日	0.0000
第7特定期間	2023年12月21日～2024年 6月20日	0.0700
第8特定期間	2024年 6月21日～2024年12月20日	0.0500
第9特定期間	2024年12月21日～2025年 6月20日	0.0300

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1特定期間	2021年 2月25日～2021年 6月21日	△0.36
第2特定期間	2021年 6月22日～2021年12月20日	△4.09
第3特定期間	2021年12月21日～2022年 6月20日	△2.06
第4特定期間	2022年 6月21日～2022年12月20日	0.47
第5特定期間	2022年12月21日～2023年 6月20日	12.04
第6特定期間	2023年 6月21日～2023年12月20日	△2.07
第7特定期間	2023年12月21日～2024年 6月20日	15.56
第8特定期間	2024年 6月21日～2024年12月20日	1.27
第9特定期間	2024年12月21日～2025年 6月20日	0.24

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1特定期間	2021年 2月25日～2021年 6月21日	411,288,695	8,347,438
第2特定期間	2021年 6月22日～2021年12月20日	8,247,779	68,010,575
第3特定期間	2021年12月21日～2022年 6月20日	3,958,258	121,170,338

第4特定期間	2022年 6月21日～2022年12月20日	280,818	29,206,313
第5特定期間	2022年12月21日～2023年 6月20日	391,041	55,058,127
第6特定期間	2023年 6月21日～2023年12月20日	2,545,080	52,862,418
第7特定期間	2023年12月21日～2024年 6月20日	1,679,098	37,544,924
第8特定期間	2024年 6月21日～2024年12月20日	33,194,192	22,801,657
第9特定期間	2024年12月21日～2025年 6月20日	4,106,951	13,382,792

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

（参考）

シュローダー・アジアパシフィック（除く日本）株式サステナブル投資マザーファンド

以下の運用状況は2025年 6月30日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	14,284,719	1.44
	オーストラリア	93,988,077	9.48
	ニュージーランド	39,895,170	4.02
	香港	21,757,725	2.19
	シンガポール	41,895,676	4.22
	マレーシア	8,195,830	0.83
	タイ	13,620,204	1.37
	インドネシア	8,751,037	0.88
	韓国	113,305,048	11.42
	台湾	127,102,972	12.82
	中国	307,914,461	31.05
	インド	185,281,125	18.68
小計		975,992,044	98.41
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	－	15,811,754	1.59
合計（純資産総額）		991,803,798	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING CO LTD	半導体・半 導体製造装 置	18,000	5,155.85	92,805,345	5,380.02	96,840,360	9.76
中国	株式	TENCENT HOLDINGS LTD	メディア・ 娯楽	7,000	9,183.12	64,281,840	9,459.72	66,218,040	6.68
中国	株式	POP MART ORD	一般消費 財・サービ ス流通・小 売り	9,400	4,584.18	43,091,330	4,753.83	44,686,021	4.51

中国	株式	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	一般消費財・サービス流通・小売り	11,380	2,028.40	23,083,192	2,067.12	23,523,871	2.37
インド	株式	HDFC BANK LTD	銀行	6,718	3,290.00	22,102,287	3,425.33	23,011,367	2.32
韓国	株式	SK HYNIX INC	半導体・半導体製造装置	752	26,248.20	19,738,647	30,302.80	22,787,706	2.30
韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3,487	6,316.63	22,026,123	6,487.35	22,621,424	2.28
インド	株式	BHARTI HEXACOM ORD	電気通信サービス	6,652	2,972.96	19,776,130	3,332.17	22,165,595	2.23
台湾	株式	MEDIATEK INC	半導体・半導体製造装置	3,000	6,301.59	18,904,792	6,401.22	19,203,682	1.94
シンガポール	株式	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	電気通信サービス	41,800	443.82	18,551,847	435.87	18,219,717	1.84
オーストラリア	株式	BRAMBLES LTD	商業・専門サービス	7,685	2,239.64	17,211,710	2,209.41	16,979,316	1.71
オーストラリア	株式	CSL LTD	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	765	22,558.09	17,256,942	22,145.12	16,941,024	1.71
中国	株式	TRIP.COM-S ORD	消費者サービス	2,000	8,198.42	16,396,848	8,467.64	16,935,296	1.71
シンガポール	株式	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	銀行	9,101	1,815.02	16,518,542	1,855.88	16,890,441	1.70
中国	株式	XIAOMI-W ORD	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	15,400	978.24	15,064,927	1,087.03	16,740,385	1.69
韓国	株式	HANA FINANCIAL GROUP	銀行	1,840	8,397.28	15,451,013	8,984.13	16,530,817	1.67
中国	株式	CONTEMPORARY AMPEREX TECHNOLOGY LTD	資本財	3,140	4,888.96	15,351,358	5,068.49	15,915,065	1.60
オーストラリア	株式	RESMED INC-CDI	ヘルスケア機器・サービス	4,262	3,649.59	15,554,553	3,680.77	15,687,463	1.58
オーストラリア	株式	WESTPAC BANKING CORP	銀行	4,776	3,174.25	15,160,242	3,203.55	15,300,155	1.54
アメリカ	株式	NEWMONT CORPORATION CDI	素材	1,709	8,410.49	14,373,544	8,358.52	14,284,719	1.44
中国	株式	ANTA SPORTS PRODUCTS LTD	耐久消費財・アパレル	8,200	1,677.11	13,752,367	1,737.97	14,251,354	1.44
インド	株式	AXIS BANK LTD	銀行	6,722	2,069.75	13,912,860	2,082.67	13,999,708	1.41
インド	株式	ICICI BANK LTD-SPON ADR	銀行	2,843	4,735.28	13,462,421	4,904.71	13,944,104	1.41
タイ	株式	TRUE CORPORATION-F	電気通信サービス	280,800	47.61	13,370,292	48.50	13,620,204	1.37
インド	株式	MANKIND PHARMA ORD	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	3,430	3,952.83	13,558,241	3,966.77	13,606,055	1.37
中国	株式	CHINA PACIFIC INSURANCE GROUP LTD	保険	27,200	461.00	12,539,200	498.80	13,567,414	1.37
韓国	株式	KIA CORPORATION	自動車・自動車部品	1,274	10,477.94	13,348,896	10,424.59	13,280,928	1.34
香港	株式	AIA GROUP LTD	保険	10,000	1,230.87	12,308,700	1,320.30	13,203,040	1.33
インド	株式	SUN PHARMACEUTICAL INDUSTRIES LTD	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	4,518	2,800.92	12,654,557	2,868.92	12,961,781	1.31
ニュージーランド	株式	INFRATIL ORD	金融サービス	12,423	938.49	11,658,948	938.49	11,658,948	1.18

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	素材	2.37
		資本財	6.26
		商業・専門サービス	1.71
		運輸	0.68
		自動車・自動車部品	3.40
		耐久消費財・アパレル	3.05
		消費者サービス	5.38
		メディア・娯楽	7.07
		一般消費財・サービス流通・小売り	7.53
		食品・飲料・タバコ	0.61
		ヘルスケア機器・サービス	3.42
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	6.38
		銀行	13.05
		金融サービス	1.91
		保険	2.90
		ソフトウェア・サービス	2.22
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4.63
		電気通信サービス	6.26
		公益事業	2.23
		半導体・半導体製造装置	15.60
		不動産管理・開発	1.74
合 計			98.41

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

シュローダー日本株式サステナブル投資マザーファンド

以下の運用状況は2025年 6月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	468,896,150	99.38
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	2,907,987	0.62
合計（純資産総額）		471,804,137	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	17,000	1,957.50	33,277,500	1,983.00	33,711,000	7.15
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	6,000	3,607.00	21,642,000	3,730.00	22,380,000	4.74
日本	株式	富士通	電気機器	5,500	3,410.00	18,755,000	3,515.00	19,332,500	4.10
日本	株式	スズキ	輸送用機器	10,500	1,696.50	17,813,250	1,743.00	18,301,500	3.88
日本	株式	オリックス	その他金融業	5,600	3,057.00	17,119,200	3,260.00	18,256,000	3.87
日本	株式	キーエンス	電気機器	300	56,180.00	16,854,000	57,840.00	17,352,000	3.68
日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	2,000	7,527.00	15,054,000	7,556.00	15,112,000	3.20
日本	株式	三菱電機	電気機器	4,800	3,007.00	14,433,600	3,111.00	14,932,800	3.17
日本	株式	KDDI	情報・通信業	5,400	2,399.50	12,957,300	2,480.00	13,392,000	2.84
日本	株式	第一生命ホールディングス	保険業	11,600	1,072.00	12,435,200	1,096.00	12,713,600	2.69
日本	株式	日本電設工業	建設業	4,800	2,533.00	12,158,400	2,568.00	12,326,400	2.61
日本	株式	ダイキン工業	機械	700	16,060.00	11,242,000	17,025.00	11,917,500	2.53
日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	1,800	5,788.00	10,418,400	6,111.00	10,999,800	2.33
日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	67,700	152.30	10,310,710	154.00	10,425,800	2.21
日本	株式	コスモス薬品	小売業	1,100	9,045.00	9,949,500	9,145.00	10,059,500	2.13
日本	株式	住友不動産	不動産業	1,800	5,904.00	10,627,200	5,567.00	10,020,600	2.12
日本	株式	パーク２４	不動産業	5,400	1,805.00	9,747,000	1,850.00	9,990,000	2.12
日本	株式	信越化学工業	化学	2,000	4,647.95	9,295,914	4,772.00	9,544,000	2.02
日本	株式	イビデン	電気機器	1,400	5,988.00	8,383,200	6,347.00	8,885,800	1.88
日本	株式	ライフドリンクカンパニー	食料品	4,000	2,213.00	8,852,000	2,118.00	8,472,000	1.80
日本	株式	MS&ADインシュアランスグループホールディングス	保険業	2,600	3,163.00	8,223,800	3,230.00	8,398,000	1.78
日本	株式	ニトリホールディングス	小売業	600	13,640.00	8,184,000	13,920.00	8,352,000	1.77
日本	株式	ニフコ	化学	2,300	3,327.00	7,652,100	3,420.00	7,866,000	1.67
日本	株式	ビジョナル	情報・通信業	700	10,440.00	7,308,000	11,110.00	7,777,000	1.65
日本	株式	タカラスタANDARD	その他製品	3,200	2,367.00	7,574,400	2,430.00	7,776,000	1.65
日本	株式	第一三共	医薬品	2,200	3,308.00	7,277,600	3,365.00	7,403,000	1.57
日本	株式	武蔵精密工業	輸送用機器	2,400	2,684.00	6,441,600	3,070.00	7,368,000	1.56
日本	株式	西日本フィナンシャルホールディングス	銀行業	3,200	2,136.00	6,835,200	2,166.00	6,931,200	1.47
日本	株式	SWCC	非鉄金属	900	7,360.00	6,624,000	7,540.00	6,786,000	1.44
日本	株式	明電舎	電気機器	1,200	4,985.00	5,982,000	5,440.00	6,528,000	1.38

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	建設業	6.35
		食料品	2.75
		化学	4.77
		医薬品	1.57
		ガラス・土石製品	1.37
		非鉄金属	1.44
		機械	6.17

	電気機器	21.22
	輸送用機器	7.47
	その他製品	2.17
	陸運業	0.60
	情報・通信業	8.03
	卸売業	4.25
	小売業	4.42
	銀行業	9.75
	保険業	6.81
	その他金融業	3.87
	不動産業	4.24
	サービス業	2.13
	合 計	99.38

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

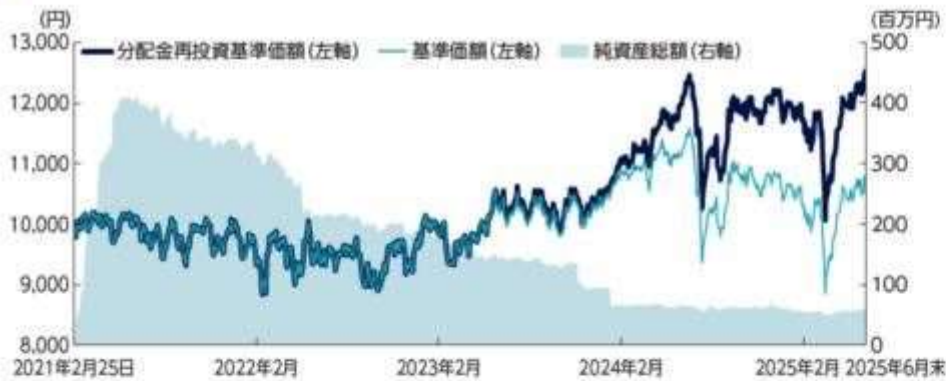
該当事項はありません。

《参考情報》**運用実績**

2025年6月末現在

基準価額・純資産の推移

■ 設定来の基準価額および純資産総額の推移



基準価額	10,822円
純資産総額	59百万円

※ 分配金再投資基準価額は税引前分配金を再投資した場合の基準価額です。
※ 基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後の価額です。
※ 設定日：2021年2月25日

分配の推移

■ 分配金（1万口当たり、税引前）

決算期	2025年2月	2025年3月	2025年4月	2025年5月	2025年6月	設定来累計
分配金	100円	0円	0円	100円	100円	1,600円

主要な資産の状況

■ 組入上位国／地域

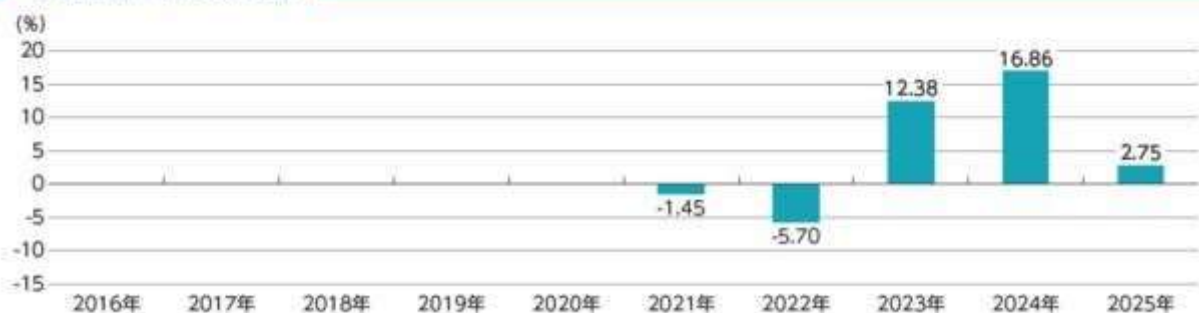
順位	国／地域	投資比率(%)
1	日本	32.6
2	中国	20.8
3	インド	12.9
4	台湾	8.6
5	韓国	7.3
6	オーストラリア	7.1
7	シンガポール	2.8
8	ニュージーランド	2.0
9	香港	1.5
10	アメリカ	1.0

■ 組入上位銘柄

順位	銘柄	国／地域	業種	投資比率(%)
1	台湾セミコンダクター	台湾	情報技術	6.6
2	テンセント・ホールディングス	中国	コミュニケーションサービス	4.5
3	ポップマート	中国	一般消費財・サービス	3.0
4	三菱UFJフィナンシャル・グループ	日本	金融	2.3
5	アリババ・グループ・ホールディング	中国	一般消費財・サービス	1.6
6	HDFC銀行	インド	金融	1.6
7	ソニーグループ	日本	一般消費財・サービス	1.6
8	SKハイニックス	韓国	情報技術	1.5
9	サムスン電子	韓国	情報技術	1.5
10	パーティー・ヘキサコム	インド	コミュニケーションサービス	1.5

※ 上記データは全てベビーファンドの状況（コール・ローン、キャッシュ等を除く）であり、マザーファンドの当該資産のうちベビーファンドに属するとみなした額を基に計算しています。業種はGICS（世界産業分類基準）の分類に基づいて表記しています。

年間収益率の推移



※ ファンドにベンチマークはありません。
※ 2021年2月25日が設定日のため、2020年以前の実績はありません。2021年は2月25日から12月末までの騰落率です。
※ 2025年は1月から6月末までの騰落率です。
※ ファンドの騰落率は分配金再投資基準価額の騰落率です。

※ ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※ ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- （1）申込方法
販売会社所定の方法でお申し込みください。
- （2）コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞と＜分配金受取りコース（一般コース）＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜分配金受取りコース（一般コース）＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

(3) スイッチング

・スイッチングとは、保有しているファンドを売却し、その売却代金をもって他のファンドを取得することで、売却するファンドと取得するファンドを同時に申込みいただきます。

・申込みの際に、スイッチングの旨をご指示ください。

・以下のファンド間でスイッチングを行なうことができます。

シュローダー・アジアパシフィックESGフォーカス・ファンド（資産成長型）

シュローダー・アジアパシフィックESGフォーカス・ファンド（予想分配金提示型）

・スイッチングの際には、換金時と同様に信託財産留保額、税金および販売会社が定める購入時手数料がかかる場合があります。

※スイッチングの取扱いの有無や内容等は販売会社によって異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(4) 申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(5) 取扱時間

原則として午後3時30分までに販売会社所定の事務手続きが完了した分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

※取扱時間は販売会社によって異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(6) 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込み（スイッチングを含みます。）の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

・国内の休業日

・香港証券取引所の休業日

・オーストラリア証券取引所の休業日

・香港の銀行の休業日

・オーストラリアの銀行の休業日

(7) 申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

(8) 申込単位

販売会社が定める単位とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(9) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

(10) 受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他合理的な事情（投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、取得の申込みの受付（スイッチングを含みます。以下同じ。）を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

(11) 米国人投資家に適用ある制限

ファンドは、1940年米国投資会社法（改正済）（以下「投資会社法」といいます。）に基づき登録されておらず、また登録される予定もありません。ファンドの受益証券は、1933年米国証券法（改正済）（以下「1933年証券法」といいます。）または米国のいずれかの州の証券法に基づき登録されておらず、登録される予定もなく、かかる受益証券は、1933年証券法および当該州の証券法またはその他の証券法を遵守する場合にのみ募集、販売、またはその他の方法により譲渡することができます。ファンドの受益証券は、米国内において、または米国人に対してもしくは米国人のために、もしくは、米国人が直接もしくは間接的な受益者である場合には、非米国人に対してもしくは非米国人のために、直接・間接的に問わず、募集または販売することができません。かかる目的において、米国人とは、1933年証券法に基づくレギュレーションSのルール902または1986年内国歳入法（改正済）（以下「歳入法」といいます。）に定められた定義のとおりとします。

1933年証券法に基づくレギュレーションSのルール902において、米国人とは、特に、米国に居住する自然人、および、個人ではない投資家については、(i)米国または米国の州の法律に基づき設立された会社またはパートナーシップ、(ii)(a)受託者が米国人である信託（当該受託者が専門受託人であり、米国人でない共同受託者が信託財産について単独または共有の投資裁量権を有し、信託の受益権者（および信託が取消不能の場合には信託設定者）が米国人ではない信託）、または(b)裁判所が信託に関し第一の管轄権を有し、かつ、一または複数の米国の受託人が信託に関するあらゆる実質的な決定を支配する権限を有する信託、および(iii)(a)すべての源泉から世界中の所得に課される米国の課税対象となる財団、または(b)米国人が遺言執行者または管財人である財団（米国人でない当該財団の遺言執行者または管財人が当該財団の資産について単独または共有の投資裁量権を有し、かつ、当該財団が外国の法律に準拠する場合を除く。）を含むものとして定義されています。

また、「米国人」という用語は、以下の目的において、主に安定的投資（コモディティ・プール、投資会社またはその他同様の事業体等）を目的に設立された事業体を意味します。(a)当該運営者が非米国人である参加者により米国商品先物取引委員会が制定した規則のパート4の一定要件を免除されている、コモディティ・プールへの米国人による投資を促進することを目的として設立された事業体、または(b)1933年証券法に基づき登録されていない証券への投資を主たる目的として米国人により設立された事業体（ただし、自然人、財団もしくは信託ではない「認可投資家」（1933年証券法に基づくルール501(a)に定義される。）により設立および所有されている場合にはこの限りではありません。）。

歳入法上、米国人という用語は、以下に掲げる者を意味します。即ち、(i)米国の市民または居住者、(ii)米国の法律に基づき設立されたパートナーシップまたはその政治的下位機関、(iii)米国の法律に基づき設立される米国連邦所得税の目的上法人とみなされる会社もしくはその他の事業体、またはその政

治的下位機関、(iv)源泉に関わらず、その所得に対して米国連邦所得税を課される財団、または(v)(a)米国内の裁判所が信託の運営について主たる監督権を行使することができ、一もしくは複数の米国人が信託のすべての実質的な決定を支配する権限を有する場合の信託、もしくは(b)1996年8月20日に存在しており、米国人としてみなされるために適切に選択された信託です。

自身の地位について疑義がある場合には、自らの金融アドバイザーまたはその他の専門アドバイザーに確認することをお勧めします。

(12) インド人投資家に適用ある制限

本書は、2013年インド会社法の規定に基づく目論見書または目論見書に代わる書面ではなく、同法の下で目論見書または目論見書に代わる書面として登録されておらず、登録される予定もありません。本書に記載された情報は、いかなるインド居住者もしくは当該申込みまたは勧誘が認められていない他の法域の居住者による、または当該申込みまたは勧誘を行うことが違法である者に対して、有価証券または受益証券の取引または購入を行うための申込みまたは勧誘を構成するものではなく、かつそのような申込みまたは勧誘に使用されることもありません。

2019年インド証券取引委員会（外国ポートフォリオ投資家）規則（以下「SEBI規則」といいます。）に基づく外国ポートフォリオ投資家としてインドの有価証券に資産の50%以上を投資する可能性のあるファンドの目論見書はインド国内において、またはインド居住者に対して直接的または間接に交付されてはならず、またこのファンドの受益証券は、インド国内において、またはインド居住者に対してもしくはその計算において、直接的もしくは間接的に勧誘され、または販売されてはなりません。インドの規制当局は、本書の正確性を確認しておらず、またその妥当性を判断していません。

SEBI規則に基づく外国ポートフォリオ投資家に該当するファンドの受益証券の申込みは、次の者が申込みを行ったり、次の者によって保有される場合、委託会社の承認を受ける必要があります。

(a)インド居住者、(b)インド非居住者、(c)在外インド国民、(d) (a)から(c)までのいずれかの者によって支配される者、または(e)実質的所有者^{*}が(a)から(c)までのいずれかの者である場合。このことは、現在(a)から(e)のいずれかに該当する者のみならず、将来的に(a)から(e)のいずれかに該当するようになる者すべてに適用されます。

(a)インド非居住者とは、2019年インド外国為替管理（非債務証券）規則第2条に定義される、インド国籍を保有し、インド国外に居住する個人をいいます。(b)インド居住者とは、1999年インド外国為替管理法第2条(v)に定義される、インドに居住する者を意味します。(c)在外インド国民とは、2019年インド外国為替管理（非債務証券）規則第2条に定義される、1955年国民法第7条(A)に基づき、在外インド国民カード保有者として登録されている、インド国外に居住する個人をいいます。

^{*}実質的所有者は、以下に掲げるものをいいます。

- (i) 受益証券の申込みをしようとする者が、会社、自然人（単独もしくは共同）または法人（単独もしくは複数）を通じて
 - (a) 支配的所有権、すなわち会社の株式、資本、もしくは利益の10%を超える所有権もしくは請求権を有する者、または
 - (b) その他の手段を通じて支配権を行使する者（すなわち、株式保有権、経営権、株主間契約、議決権契約、もしくはその他の方法によるものを直接的もしくは間接的に含む、取締役会の過半数を任命する権利もしくは単独もしくは共同で行動する個人もしくは複数の個人が行使できる経営もしくは方針決定を統制する権利を含みます。）
- (ii) 受益証券の申込みをしようとする者が組合である場合、単独もしくは共同で、または、単独もしくは複数の法人を通じて、組合の持分または利益の10%以上の所有権または請求権を有し、他の手段を通じて支配権（経営または政策決定を支配する権利を含みます。）を行使する自然人。組合が無制限責任組合員（GP）／有限責任組合（LLP）構造を有する場合、実質的所有者の特定は、所有権または請求権の基準、および支配権の基準で行われます。
- (iii) 受益証券の申込みをしようとする者が法人格のない社団または人的結合体である場合、単独もしくは共同で、または、単独もしくは複数の法人を通じて、当該社団もしくは人的結合体の資産、資本もしくは利益の15%以上の所有権または請求権を有する自然人
- (iv) (i)、(ii)、または(iii)のいずれにも自然人が特定されない場合、受益証券の申込みをしようとする者の上級管理職の地位にある関係する自然人
- (v) 受益証券の申込みをしようとする者が信託である場合、信託の設立者、受託者、信託に対して10%以上の持分を有する受益者、および支配権または所有権の連鎖を通じて信託を最終的に実質的に支配するその他の自然人自身の地位について疑義がある場合には、自らの金融アドバイザーまたはその他の専門アドバイザーに確認することをお勧めします。

2【換金（解約）手続等】

<解約請求による換金>

(1) 解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2) 取扱時間

原則として午後3時30分までに販売会社所定の事務手続きが完了した分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

※取扱時間は販売会社によって異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(3) 解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求（スイッチングを含みます。）の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ・国内の休業日
- ・香港証券取引所の休業日
- ・オーストラリア証券取引所の休業日
- ・香港の銀行の休業日
- ・オーストラリアの銀行の休業日

(4) 解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- (5) 解約価額
 解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.2%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。
 ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。
 <委託会社の照会先>
 シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社
 電話番号：03-5293-1323
 受付時間：午前9時～午後5時まで（土、日、祝日は除きます）
 ホームページアドレス：<http://www.schroders.co.jp/>
- (6) 手取額
 1口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。
 ※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。
 詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。
- (7) 解約単位
 1口単位
 ※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (8) 解約代金の支払い
 原則として、解約請求受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
- (9) 受付の中止および取消
 ・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他合理的な事情（投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、解約請求（スイッチングを含みます。以下同じ。）の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
 ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

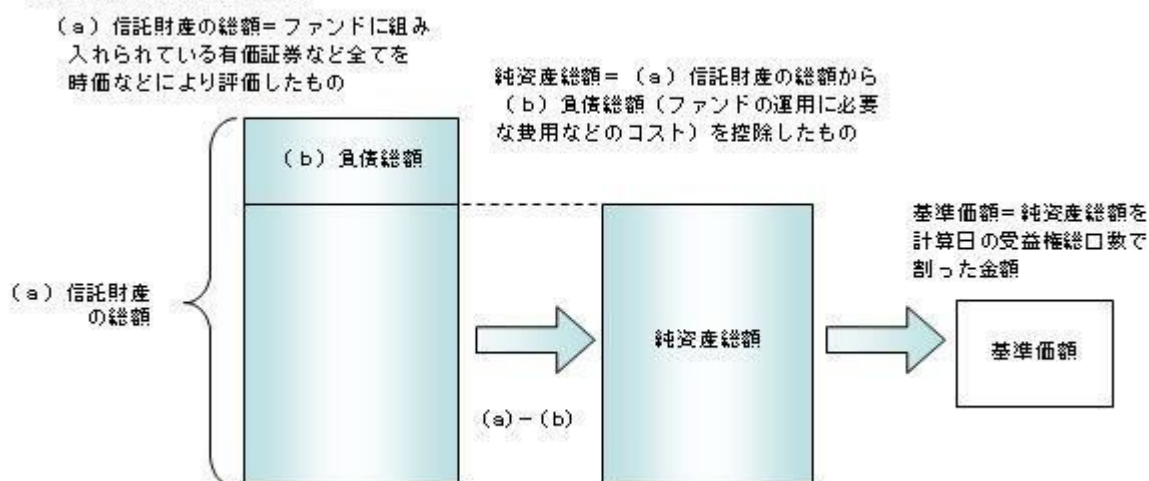
3【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

① 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入公社債を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



② 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価します。
 <主な資産の評価方法>
 ◇マザーファンド受益証券
 基準価額計算日の基準価額で評価します。
 ◇国内上場株式
 原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の最終相場で評価します。
 ◇外国株式
 原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における外国金融商品市場の最終相場（店頭登録銘柄は海外店頭市場の最終相場または最終買気配相場）で評価します。
- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則と

してわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。為替予約取引の評価については、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

- ③ 基準価額の照会方法
販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。
＜委託会社の照会先＞

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

電話番号：03-5293-1323

受付時間：午前9時～午後5時まで（土、日、祝日は除きます）

ホームページアドレス：<http://www.schroders.co.jp/>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

2031年6月20日（当該日が休業日の場合は翌営業日）までとします（2021年2月25日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎月21日から翌月20日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5) 【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ) 受益者の解約により受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合
 - ロ) 市場の大幅な変動などにより委託会社が運用を続けることが困難であると判断した場合
 - ハ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
- ニ) 正当な理由があるとき
- 2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
 - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
 - ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

- ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
- ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

③ 信託約款の変更など

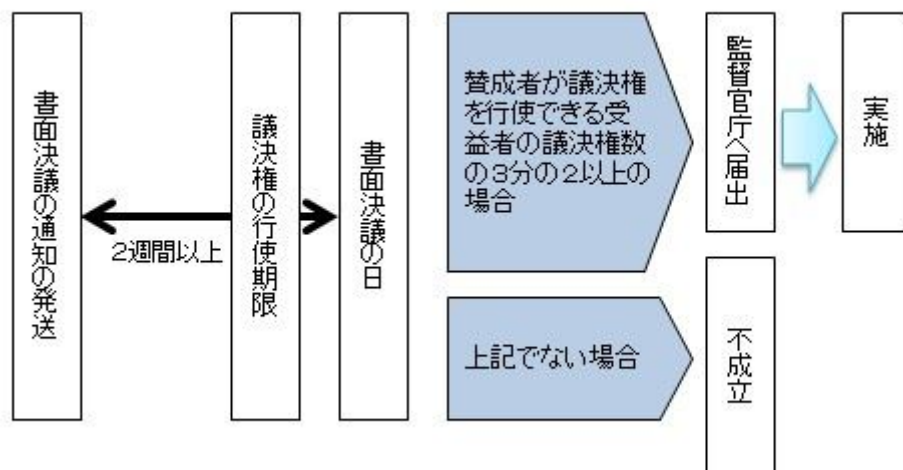
- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたは正当な理由があるときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

④ 書面決議

- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 6) 当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者

からの買取請求は受け付けません。

<書面決議の主な流れ>



- ⑤ 公告
公告は日本経済新聞に掲載します。
- ⑥ 運用報告書の作成
 - ・委託会社は、年2回（6月、12月）および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
 - ・交付運用報告書は原則として、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付されます。
 - ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページアドレス：<http://www.schroders.co.jp/>
- ⑦ 関係法人との契約について
 - ・販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
 - ・投資顧問会社とのマザーファンドにおける運用の指図に関する権限の委託契約は、当該ファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、投資顧問会社、委託会社が重大な契約違反を行なったとき、その他契約を継続し難い重大な事由があるときは、相手方に通知をなすことにより契約を終了することができます。
- ⑧ 他の受益者の氏名などの開示の請求の制限
受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。
 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 2. 他の受益者が有する受益権の内容

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

- (1) 収益分配金・償還金受領権
 - ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
 - ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。
- (2) 解約請求権
受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。
- (3) 帳簿閲覧権
受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月ごとに作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9特定期間（2024年12月21日から2025年6月20日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【シュローダー・アジアパシフィックESGフォーカス・ファンド（予想分配金提示型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第8特定期間 (2024年12月20日現在)	第9特定期間 (2025年 6月20日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	72,340,263	60,701,674
未収入金	-	3,149
流動資産合計	72,340,263	60,704,823
資産合計	72,340,263	60,704,823
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	665,831	573,073
未払解約金	-	3,149
未払受託者報酬	3,958	3,735
未払委託者報酬	90,459	85,425
その他未払費用	5,634	5,316
流動負債合計	765,882	670,698
負債合計	765,882	670,698
純資産の部		
元本等		
元本	66,583,171	57,307,330
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	4,991,210	2,726,795
（分配準備積立金）	3,157,657	1,320,665
元本等合計	71,574,381	60,034,125
純資産合計	71,574,381	60,034,125
負債純資産合計	72,340,263	60,704,823

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第8特定期間 (自 2024年 6月21日 至 2024年12月20日)	第9特定期間 (自 2024年12月21日 至 2025年 6月20日)
営業収益		
有価証券売買等損益	1,525,482	581,250
営業収益合計	1,525,482	581,250
営業費用		
受託者報酬	23,971	21,875
委託者報酬	547,779	499,929
その他費用	34,120	31,138
営業費用合計	605,870	552,942
営業利益又は営業損失（△）	919,612	28,308
経常利益又は経常損失（△）	919,612	28,308
当期純利益又は当期純損失（△）	919,612	28,308
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	89,674	44,348
期首剰余金又は期首欠損金（△）	6,232,041	4,991,210
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,076,510	277,585
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	182
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,076,510	277,403
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,187,403	871,927
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,187,403	870,905
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	1,022
分配金	2,959,876	1,654,033
期末剰余金又は期末欠損金（△）	4,991,210	2,726,795

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第8特定期間（2024年12月20日現在）

当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

第9特定期間（2025年 6月20日現在）

当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	第8特定期間 [2024年12月20日現在]	第9特定期間 [2025年 6月20日現在]
1. 投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	56,190,636円	66,583,171円
期中追加設定元本額	33,194,192円	4,106,951円
期中解約元本額	22,801,657円	13,382,792円
2. 受益権の総数	66,583,171口	57,307,330口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第8特定期間 自 2024年 6月21日 至 2024年12月20日	第9特定期間 自 2024年12月21日 至 2025年 6月20日
1. 分配金の計算過程	(2024年 6月21日から2024年 7月22日まで) 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (15,932円)、費用控除後、繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益(4,280円)、信託約 款に規定される収益調整金(1,200,472円)及 び分配準備積立金(5,600,157円)より、分配 対象収益は6,820,841円(1万口当たり 1,202.87円)であり、うち1,134,075円(1万 口当たり200円)を分配金額としております。 (2024年 7月23日から2024年 8月20日まで) 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (0円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有 価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定さ れる収益調整金(2,218,335円)及び分配備 積立金(4,480,677円)より、分配対象収益は 6,699,012円(1万口当たり1,004.47円)であ りますが、分配を行っておりません。 (2024年 8月21日から2024年 9月20日まで) 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (3,539円)、費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規 定される収益調整金(2,141,191円)及び分配 準備積立金(3,963,543円)より、分配対象収 益は6,108,273円(1万口当たり1,008.02円) ですが、分配を行っておりません。 (2024年 9月21日から2024年10月21日まで) 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (167,373円)、費用控除後、繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益(482,684円)、信託 約款に規定される収益調整金(2,062,856円) 及び分配準備積立金(3,715,136円)より、分 配対象収益は6,428,049円(1万口当たり 1,122.57円)であり、うち572,612円(1万口 当たり100円)を分配金額としております。 (2024年10月22日から2024年11月20日まで) 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (0円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有 価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定さ れる収益調整金(2,215,099円)及び分配準備 積立金(3,792,235円)より、分配対象収益は 6,007,334円(1万口当たり1,022.76円)であ り、うち587,358円(1万口当たり100円)を分 配金額としております。	(2024年12月21日から2025年 1月20日まで) 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (0円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有 価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定さ れる収益調整金(2,804,764円)及び分配準備 積立金(2,760,064円)より、分配対象収益は 5,564,828円(1万口当たり960.45円)であ りますが、分配を行っておりません。 (2025年 1月21日から2025年 2月20日まで) 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (9,564円)、費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規 定される収益調整金(2,641,808円)及び分配 準備積立金(2,556,733円)より、分配対象収 益は5,208,105円(1万口当たり963.55円)で あり、うち540,509円(1万口当たり100円)を 分配金額としております。 (2025年 2月21日から2025年 3月21日まで) 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (38,613円)、費用控除後、繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に 規定される収益調整金(2,647,725円)及び分 配準備積立金(2,021,887円)より、分配対象 収益は4,708,225円(1万口当たり870.75円) ですが、分配を行っておりません。 (2025年 3月22日から2025年 4月21日まで) 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (143,632円)、費用控除後、繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に 規定される収益調整金(2,646,801円)及び分 配準備積立金(2,059,148円)より、分配対象 収益は4,849,581円(1万口当たり897.33円) ですが、分配を行っておりません。 (2025年 4月22日から2025年 5月20日まで) 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (121,937円)、費用控除後、繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に 規定される収益調整金(2,647,111円)及び分 配準備積立金(2,202,655円)より、分配対象 収益は4,971,703円(1万口当たり919.91円) ですが、うち540,451円(1万口当たり100円) を分配金額としております。

2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	(2024年11月21日から2024年12月20日まで) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(88,470円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(783,942円)、信託約款に規定される収益調整金(3,216,714円)及び分配準備積立金(2,951,076円)より、分配対象収益は7,040,202円(1万口当たり1,057.34円)であり、うち665,831円(1万口当たり100円)を分配金額としております。委託者報酬のうち、販売会社へ支払う手数料を除いた額より、運用権限委託契約に定められた報酬額を支払っております。	(2025年 5月21日から2025年 6月20日まで) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(109,718円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(2,920,656円)及び分配準備積立金(1,784,020円)より、分配対象収益は4,814,394円(1万口当たり840.09円)であり、うち573,073円(1万口当たり100円)を分配金額としております。
--	---	---

(金融商品に関する注記)
I 金融商品の状況に関する事項

	第8特定期間 自 2024年 6月21日 至 2024年12月20日	第9特定期間 自 2024年12月21日 至 2025年 6月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であり、有価証券の内容は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門におけるリサーチや投資判断において、運用リスクの管理に重点を置くプロセスを導入しています。さらに、これら運用プロセスから独立した部門が、運用制限・ガイドラインの遵守状況を含めたファンドの運用状況について随時モニタリングを行い、運用部門に対する牽制が機能する仕組みとしており、これらの体制によりファンド運用に関するリスクを管理しています。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

	第8特定期間 [2024年12月20日現在]	第9特定期間 [2025年 6月20日現在]
1. 計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)
第8特定期間(2024年12月20日現在)
売買目的有価証券

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	1,223,148円
合計	1,223,148円

第9特定期間(2025年 6月20日現在)

売買目的有価証券

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	682,861円
合計	682,861円

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第8特定期間 [2024年12月20日現在]	第9特定期間 [2025年 6月20日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0750円 (10,750円)	1.0476円 (10,476円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	シュローダー・アジアパシフィック（除く日本）株式サステナブル投資マザーファンド	14,759,542	40,687,629	
	シュローダー日本株式サステナブル投資マザーファンド	6,672,238	20,014,045	
合計		21,431,780	60,701,674	

注）親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

当ファンドは「シュローダー・アジアパシフィック（除く日本）株式サステナブル投資マザーファンド」受益証券及び「シュローダー日本株式サステナブル投資マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券です。

なお、「シュローダー・アジアパシフィック（除く日本）株式サステナブル投資マザーファンド」「シュローダー日本株式サステナブル投資マザーファンド」の状況は以下の通りです。
また、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(参考)

シュローダー・アジアパシフィック（除く日本）株式サステナブル投資マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

	(2024年12月20日現在)	(2025年 6月20日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	27,730,089	8,155,668
コール・ローン	12,227,898	12,507,318

	(2024年12月20日現在)	(2025年 6月20日現在)
株式	988,598,030	941,247,879
派生商品評価勘定	15,442	7,205
未収入金	-	6,490,991
未収配当金	503,828	3,249,677
未収利息	36	119
流動資産合計	1,029,075,323	971,658,857
資産合計	1,029,075,323	971,658,857
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	420,724	42,770
未払金	224,658	889,542
未払解約金	246,155	16,933
流動負債合計	891,537	949,245
負債合計	891,537	949,245
純資産の部		
元本等		
元本	372,639,790	352,121,471
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	655,543,996	618,588,141
元本等合計	1,028,183,786	970,709,612
純資産合計	1,028,183,786	970,709,612
負債純資産合計	1,029,075,323	971,658,857

(注) 「シュローダー・アジアパシフィック（除く日本）株式サステナブル投資マザーファンド」の計算期間は原則として毎年6月21日から翌年6月20日までであり、当ファンドの計算期間と異なります。上記の貸借対照表は、2024年12月20日及び2025年 6月20日における同ファンドの状況であります。

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 受取配当金は、原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

2024年12月20日現在

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

2025年 6月20日現在

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[2024年12月20日現在]	[2025年 6月20日現在]
1. 投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	398,314,268円	372,639,790円
期中追加設定元本額	27,939,755円	2,785,007円
期中解約元本額	53,614,233円	23,303,326円

元本の内訳 ファンド名 シュローダー・アジアパシフィック E S G フォーカス・ ファンド（資産成長型） シュローダー・アジアパシフィック E S G フォーカス・ ファンド（予想分配金提示型） 計	354,876,899円 17,762,891円 372,639,790円	337,361,929円 14,759,542円 352,121,471円
2. 受益権の総数	372,639,790口	352,121,471口

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

	自 2024年 6月21日 至 2024年12月20日	自 2024年12月21日 至 2025年 6月20日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であり、有価証券の内容は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。 当ファンドは為替変動リスクの低減を図ることを目的として、為替予約取引を行っております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	運用部門におけるリサーチや投資判断において、運用リスクの管理に重点を置くプロセスを導入しています。さらに、これら運用プロセスから独立した部門が、運用制限・ガイドラインの遵守状況を含めたファンドの運用状況について随時モニタリングを行い、運用部門に対する牽制が機能する仕組みとしており、これらの体制によりファンド運用に関するリスクを管理しています。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

	[2024年12月20日現在]	[2025年 6月20日現在]
1.計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

（有価証券に関する注記）

(2024年12月20日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
----	-------------------

株式	53,303,653円
合計	53,303,653円

(2025年 6月20日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	91,037,529円
合計	91,037,529円

注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日からシュローダー・アジアパシフィック E S G フォークス・ファンド（予想分配金提示型）の期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

(2024年12月20日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	1,563,430	—	1,578,872	15,442
	米ドル	1,563,430	—	1,578,872	15,442
	売建	15,052,221	—	15,472,945	△420,724
	米ドル	15,052,221	—	15,472,945	△420,724
合計		16,615,651	—	17,051,817	△405,282

(2025年 6月20日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	1,993,378	—	1,997,449	4,071
	米ドル	1,993,378	—	1,997,449	4,071
	売建	10,381,187	—	10,420,823	△39,636
	米ドル	8,387,809	—	8,427,417	△39,608
	ニュージーランドドル	1,006,297	—	1,003,163	3,134
	香港ドル	987,081	—	990,243	△3,162
合計		12,374,565	—	12,418,272	△35,565

(注) 時価の算定方法

- 開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - ①開示対象ファンドの計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という)の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - ②開示対象ファンドの計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によって評価しております。
 - ・開示対象ファンドの計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
 - ・開示対象ファンドの計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
- 開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
- 換算において円未満の端数は切り捨てております。
- 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（１口当たり情報に関する注記）

	[2024年12月20日現在]	[2025年 6月20日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2.7592円 (27,592円)	2.7567円 (27,567円)

附属明細表

第１ 有価証券明細表
(1)株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	GRAB HOLDINGS LTD CLASS	6,561	4.660	30,574.26	
	CHAGEE HOLDINGS ADR	2,399	28.300	67,891.70	
	MAKEMYTRIP LTD	747	94.430	70,539.21	
	PDD HOLDINGS INC	181	102.250	18,507.25	
	ICICI BANK LTD-SPON ADR	2,843	32.700	92,966.10	
米ドル 小計		12,731		280,478.52 (40,767,552)	
オーストラリアドル	NEWMONT CORPORATION CDI	1,709	89.000	152,101.00	
	RIO TINTO LTD	895	103.550	92,677.25	
	BRAMBLES LTD	7,685	23.700	182,134.50	
	COCHLEAR LTD	208	288.430	59,993.44	
	PRO MEDICUS NPV	135	274.080	37,000.80	
	RESMED INC-CDI	4,262	38.620	164,598.44	
	CSL LTD	765	238.710	182,613.15	
	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	2,824	39.120	110,474.88	
	WESTPAC BANKING CORP	4,776	33.590	160,425.84	
	XERO ORD	597	191.880	114,552.36	
オーストラリアドル 小計		23,856		1,256,571.66 (118,457,010)	
ニュージーランドドル	INFRATIL ORD	12,423	10.700	132,926.10	
	SPARK NEW ZEALAND LTD	37,970	2.305	87,520.85	
	CONTACT ENERGY LTD	10,413	8.970	93,404.61	
ニュージーランドドル 小計		60,806		313,851.56 (27,380,410)	
香港ドル	CONTEMPORARY AMPEREX TECHNOLOGY	600	298.400	179,040.00	
	BYD CO LTD-H	5,000	124.500	622,500.00	
	GEELY AUTOMOBILE HOLDINGS LT	19,000	15.840	300,960.00	
	ANTA SPORTS PRODUCTS LTD	8,200	90.950	745,790.00	
	MIDEA GROUP ORD H	4,300	74.450	320,135.00	
	GUMING HOLDINGS LTD	11,200	22.650	253,680.00	
	MEITUAN-B	3,540	128.300	454,182.00	
	TRIP.COM-S ORD	2,000	444.600	889,200.00	
	KUAISHOU TECHNOLOGY	3,400	56.300	191,420.00	

	TENCENT HOLDINGS LTD	7,000	498.000	3,486,000.00	
	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	11,380	110.000	1,251,800.00	
	MINISO GROUP HOLDING	5,600	34.000	190,400.00	
	POP MART ORD	9,400	248.600	2,336,840.00	
	FOSHAN HAITIAN FLAVOURING AND FOOD	2,800	36.500	102,200.00	
	JIANGSU HENGRUI PHARMACEUTICALS CO	400	56.900	22,760.00	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	600	389.800	233,880.00	
	AIA GROUP LTD	10,000	66.750	667,500.00	
	CHINA PACIFIC INSURANCE GR-H	29,400	25.000	735,000.00	
	XIAOMI-W ORD	15,400	53.050	816,970.00	
	CHINA RESOURCES LAND LTD	13,500	26.700	360,450.00	
	KE HOLDINGS INC	11,900	47.000	559,300.00	
香港ドル 小計		174,620		14,720,007.00 (272,467,329)	
シンガポールドル	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	9,101	15.990	145,524.99	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	41,800	3.910	163,438.00	
シンガポールドル 小計		50,901		308,962.99 (34,965,341)	
マレーシアリングット	CIMB GROUP HOLDINGS BHD	35,200	6.580	231,616.00	
マレーシアリングット 小計		35,200		231,616.00 (7,917,908)	
タイバーツ	TRUE CORPORATION-F	280,800	10.700	3,004,560.00	
タイバーツ 小計		280,800		3,004,560.00 (13,310,200)	
インドネシアルピア	BANK MANDIRI TBK	193,500	4,970.000	961,695,000.00	
インドネシアルピア 小計		193,500		961,695,000.00 (8,559,085)	
韓国ウォン	HD HYUNDAI ELECTRIC ORD	189	473,000.000	89,397,000.00	
	SANIL ELECTRIC ORD	1,013	84,700.000	85,801,100.00	
	KIA CORPORATION	1,274	98,200.000	125,106,800.00	
	SAMSUNG BIOLOGICS CO LTD	39	999,000.000	38,961,000.00	
	ST PHARM	726	77,300.000	56,119,800.00	
	HANA FINANCIAL GROUP	1,840	78,700.000	144,808,000.00	
	KB FINANCIAL GROUP INC	201	106,700.000	21,446,700.00	
	SAMSUNG FIRE & MARINE INS	43	428,000.000	18,404,000.00	
	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	3,487	59,200.000	206,430,400.00	
	SK HYNIX INC	752	246,000.000	184,992,000.00	
韓国ウォン 小計		9,564		971,466,800.00 (103,266,920)	
台湾ドル	HON HAI PRECISION INDUSTRY	8,000	154.000	1,232,000.00	
	ASE TECHNOLOGY HOLDINGS CO	6,000	146.000	876,000.00	
	MEDIATEK INC	3,000	1,265.000	3,795,000.00	

	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING CO LTD	19,000	1,035.000	19,665,000.00	
台湾ドル 小計		36,000		25,568,000.00 (125,224,393)	
インドルピー	ABB INDIA ORD	704	5,869.000	4,131,776.00	
	KEI INDUSTRIES ORD	527	3,600.800	1,897,621.60	
	HYUNDAI MOTOR INDIA ORD	1,535	1,908.000	2,928,780.00	
	TITAN COMPANY ORD	1,467	3,505.400	5,142,421.80	
	ETERNAL LIMITED	9,441	249.420	2,354,774.22	
	VISHAL MEGA MART ORD	400	126.120	50,448.00	
	VARUN BEVERAGES ORD	7,670	448.650	3,441,145.50	
	RAINBOW CHILDRENS MEDICARE O	3,424	1,440.200	4,931,244.80	
	CIPLA LTD	3,651	1,484.000	5,418,084.00	
	MANKIND PHARMA ORD	3,430	2,325.200	7,975,436.00	
	SUN PHARMACEUTICAL INDUS	4,518	1,647.600	7,443,856.80	
	AXIS BANK LTD	6,722	1,217.500	8,184,035.00	
	HDFC BANK LTD	6,718	1,935.300	13,001,345.40	
	SHRIRAM FINANCE LTD	2,168	652.200	1,413,969.60	
	INFOSYS LTD	3,686	1,618.400	5,965,422.40	
	BHARTI HEXACOM ORD	6,652	1,748.800	11,633,017.60	
	NHPC ORD	45,150	80.870	3,651,280.50	
	POWER GRID CORP OF INDIA LTD	14,414	286.450	4,128,890.30	
インドルピー 小計		122,277		93,693,549.52 (158,342,098)	
中国オフショア元	CONTEMPORARY AMPEREX TECHN-A	3,140	242.100	760,194.00	
	ZHEJIANG DINGLI MACHINERY -A	3,700	42.880	158,656.00	
	MIDEA GROUP CO LTD-A	600	71.330	42,798.00	
	ADVANCED MICRO-FABRICATION EQUIPMENT	1,288	172.910	222,708.08	
	OMNIVISION ORD A	2,600	126.320	328,432.00	
中国オフショア元 小計		11,328		1,512,788.08 (30,589,633)	
合 計		1,011,583		941,247,879 (941,247,879)	

(2)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

注) 1.通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

2.合計欄の金額は円で表示しております。また（ ）内の金額は外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	株式 5銘柄	100.0%	4.3%
オーストラリアドル	株式 10銘柄	100.0%	12.6%
ニュージーランドドル	株式 3銘柄	100.0%	2.9%
香港ドル	株式 21銘柄	100.0%	29.0%

シンガポールドル	株式	2銘柄	100.0%	3.7%
マレーシアリングット	株式	1銘柄	100.0%	0.8%
タイバーツ	株式	1銘柄	100.0%	1.4%
インドネシアルピア	株式	1銘柄	100.0%	0.9%
韓国ウォン	株式	10銘柄	100.0%	11.0%
台湾ドル	株式	4銘柄	100.0%	13.3%
インドルピー	株式	18銘柄	100.0%	16.9%
中国オフショア元	株式	5銘柄	100.0%	3.2%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

シュローダー日本株式サステナブル投資マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)		
	(2024年12月20日現在)	(2025年 6月20日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	4,641,947	6,373,646
株式	465,251,870	453,794,510
未収入金	4,139,990	-
未収配当金	92,750	3,979,850
未収利息	13	61
流動資産合計	474,126,570	464,148,067
資産合計	474,126,570	464,148,067
負債の部		
流動負債		
未払解約金	123,115	8,469
流動負債合計	123,115	8,469
負債合計	123,115	8,469
純資産の部		
元本等		
元本	164,264,723	154,734,371
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	309,738,732	309,405,227
元本等合計	474,003,455	464,139,598
純資産合計	474,003,455	464,139,598
負債純資産合計	474,126,570	464,148,067

(注) 「シュローダー日本株式サステナブル投資マザーファンド」の計算期間は原則として毎年6月21日から翌年6月20日までであり、当ファンドの計算期間と異なります。 上記の貸借対照表は、2024年12月20日及び2025年 6月20日における同ファンドの状況であります。

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)	
有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

2024年12月20日現在

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

2025年 6月20日現在

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	[2024年12月20日現在]	[2025年 6月20日現在]
1. 投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	198,943,312円	164,264,723円
期中追加設定元本額	11,867,533円	1,282,632円
期中解約元本額	46,546,122円	10,812,984円
元本の内訳		
ファンド名		
シュローダー・アジアパシフィック E S G フォーカス・	156,180,132円	148,062,133円
ファンド（資産成長型）		
シュローダー・アジアパシフィック E S G フォーカス・	8,084,591円	6,672,238円
ファンド（予想分配金提示型）		
計	164,264,723円	154,734,371円
2. 受益権の総数	164,264,723口	154,734,371口

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

	自 2024年 6月21日 至 2024年12月20日	自 2024年12月21日 至 2025年 6月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であり、有価証券の内容は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門におけるリサーチや投資判断において、運用リスクの管理に重点を置くプロセスを導入しています。さらに、これら運用プロセスから独立した部門が、運用制限・ガイドラインの遵守状況を含めたファンドの運用状況について随時モニタリングを行い、運用部門に対する牽制が機能する仕組みとしており、これらの体制によりファンド運用に関するリスクを管理しています。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

	[2024年12月20日現在]	[2025年 6月20日現在]
1. 計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）
（2024年12月20日現在）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	11,201,517円
合計	11,201,517円

（2025年 6月20日現在）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	16,805,598円
合計	16,805,598円

注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日からシュローダー・アジアパシフィックE S Gフォーカス・ファンド（予想分配金提示型）の期末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	[2024年12月20日現在]	[2025年 6月20日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2.8856円 (28,856円)	2.9996円 (29,996円)

附属明細表

第1 有価証券明細表
(1)株式

（単位：円）

銘 柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
住友林業	600	4,243.000	2,545,800	
日本電設工業	4,800	2,533.000	12,158,400	
九電工	700	5,796.000	4,057,200	
テクノ菱和	1,600	3,650.000	5,840,000	
太平電業	1,200	5,340.000	6,408,000	
ライフドリンク カンパニー	4,000	2,213.000	8,852,000	
ニチレイ	2,400	1,908.000	4,579,200	
クラレ	1,500	1,817.000	2,725,500	
信越化学工業	700	4,408.000	3,085,600	
三菱ケミカルグループ	5,400	750.000	4,050,000	
旭有機材	300	3,910.000	1,173,000	
ZACROS	300	3,770.000	1,131,000	
ニフコ	2,300	3,327.000	7,652,100	
第一三共	2,200	3,308.000	7,277,600	
MARUWA	100	39,510.000	3,951,000	
黒崎播磨	1,100	3,160.000	3,476,000	

SWCC	900	7,360.000	6,624,000	
ディスコ	100	36,690.000	3,669,000	
ローツェ	700	1,849.000	1,294,300	
ハーモニック・ドライブ・システムズ	1,200	2,767.000	3,320,400	
ダイキン工業	700	16,060.000	11,242,000	
マキタ	1,000	4,219.000	4,219,000	
イビデン	1,400	5,988.000	8,383,200	
三菱電機	4,800	3,007.000	14,433,600	
明電舎	1,200	4,985.000	5,982,000	
JVCケンウッド	2,600	1,089.500	2,832,700	
富士通	5,500	3,410.000	18,755,000	
パナソニック ホールディングス	4,000	1,483.000	5,932,000	
ソニーグループ	6,000	3,607.000	21,642,000	
日本電子材料	600	2,251.000	1,350,600	
キーエンス	300	56,180.000	16,854,000	
豊田自動織機	400	16,375.000	6,550,000	
いすゞ自動車	1,000	1,816.000	1,816,000	
武蔵精密工業	2,400	2,684.000	6,441,600	
スズキ	10,500	1,696.500	17,813,250	
ハイレックスコーポレーション	1,500	1,922.000	2,883,000	
タカラスタANDARD	3,200	2,367.000	7,574,400	
オカムラ	1,100	2,173.000	2,390,300	
東京地下鉄	1,700	1,695.500	2,882,350	
ビジョナル	700	10,440.000	7,308,000	
日本電信電話	67,700	152.300	10,310,710	
KDDI	5,400	2,399.500	12,957,300	
ソフトバンクグループ	600	8,979.000	5,387,400	
ドウシシャ	2,000	2,442.000	4,884,000	
伊藤忠商事	2,000	7,527.000	15,054,000	
三越伊勢丹ホールディングス	1,100	2,252.000	2,477,200	
コスモス薬品	1,100	9,045.000	9,949,500	
ニトリホールディングス	600	13,640.000	8,184,000	
西日本フィナンシャルホールディングス	3,200	2,136.000	6,835,200	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	17,000	1,957.500	33,277,500	
三井住友トラストグループ	1,400	3,774.000	5,283,600	
MS&ADインシュアランスグループホールディングス	2,600	3,163.000	8,223,800	
第一生命ホールディングス	11,600	1,072.000	12,435,200	
東京海上ホールディングス	1,800	5,788.000	10,418,400	
オリックス	5,600	3,057.000	17,119,200	
パーク24	5,400	1,805.000	9,747,000	
住友不動産	1,800	5,904.000	10,627,200	
セブテーニ・ホールディングス	7,000	418.000	2,926,000	

ジャパンマテリアル	1,900	1,398.000	2,656,200	
リクルートホールディングス	500	7,772.000	3,886,000	
合 計	223,000		453,794,510	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2025年 6月30日現在です。

【シュローダー・アジアパシフィック E S G フォーカス・ファンド（予想分配金提示型）】

【純資産額計算書】

I 資産総額	59,017,542円
II 負債総額	351,623円
III 純資産総額（I－II）	58,665,919円
IV 発行済口数	54,208,017口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.0822円

（参考）

シュローダー・アジアパシフィック（除く日本）株式サステナブル投資マザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	994,711,929円
II 負債総額	2,908,131円
III 純資産総額（I－II）	991,803,798円
IV 発行済口数	347,595,133口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	2.8533円

シュローダー日本株式サステナブル投資マザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	481,002,163円
II 負債総額	9,198,026円
III 純資産総額（I－II）	471,804,137円
IV 発行済口数	152,651,846口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	3.0907円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1) 名義書換
受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。
- (2) 受益者に対する特典
該当事項はありません。
- (3) 譲渡制限の内容
 - ① 譲渡制限はありません。
 - ② 受益権の譲渡
 - ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
 - ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとし、また、振替機関等が振替先口座を開設したものではない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
 - ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

- ③ 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
- (4) 受益証券の再発行
受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- (5) 受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
- (6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

2025年6月末現在

資本金

490,000,000円

発行可能株式総数

39,200株

発行済株式総数

9,800株

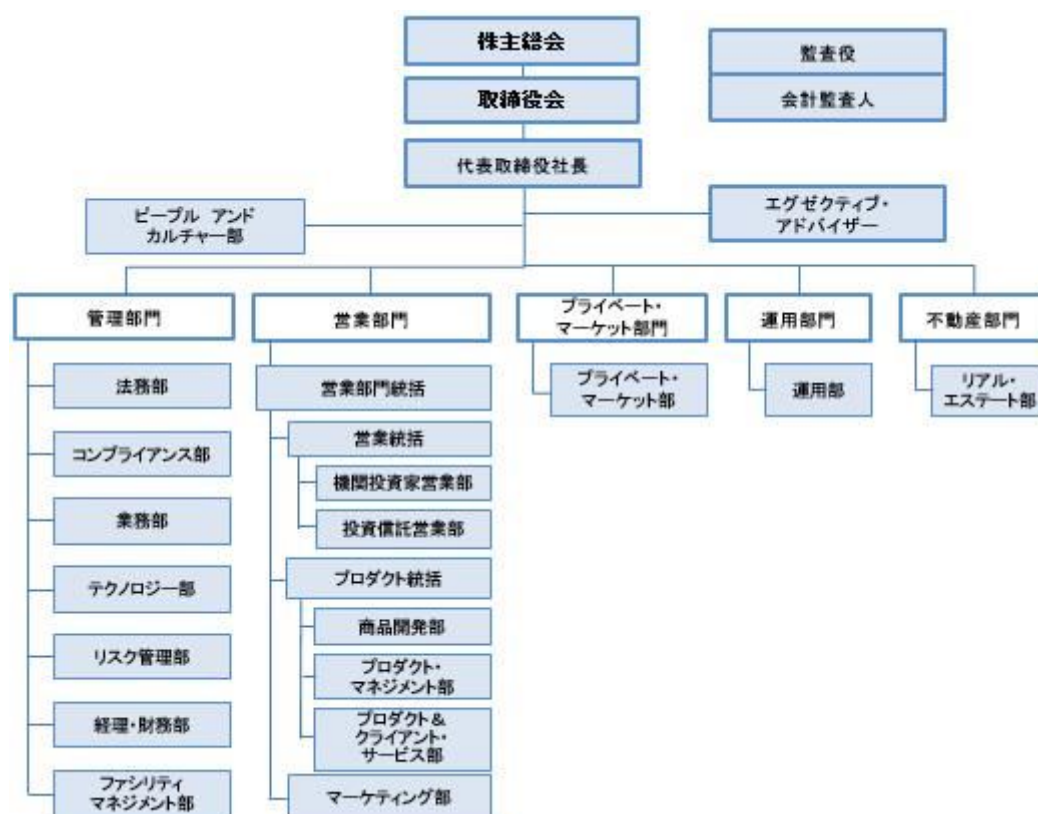
- 過去5年間における主な資本金の増減
該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構（2025年6月末現在）

① 経営体制

委託会社の業務執行等に関する意思決定機関としてある取締役会は、15名以内の取締役で構成されます。取締役の選任は株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行います。取締役会はその決議をもって代表取締役1名以上を選任し、うち1名を代表取締役社長とします。また、取締役会はその決議をもって、取締役会長、取締役副会長、取締役最高経営責任者、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を任命することができます。取締役会はその決議をもって委託会社の経営に関するすべての重要事項、法令または定款によって定められた事項を決定します。取締役会を招集するには、各取締役および監査役に対し、会日の少なくとも3日前までに招集通知を発しなければなりません。ただし、取締役および監査役全員の同意を得て、招集期間を短縮し、または招集手続を省略することができます。法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会は取締役会長が招集し、議長となります。取締役会長に事故のある場合、あるいは取締役会長が任命されていない場合には、代表取締役の1名がこれに代わり、代表取締役のいずれにも事故のあるときには、予め取締役会の決議によって定められた順序に従って他の取締役がこの任にあたります。

※委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



② 投資運用に関する意思決定プロセス

Plan（計画）	基本的な運用方針は、シュローダー・グループのエコノミスト・チームが提供するマクロリサーチ情報および各運用チームによる企業リサーチ、マーケット分析等の情報を踏まえ、各運用チームの銘柄選定会議およびポートフォリオ構築会議等の運用会議を経て決定されます。
Do（実行）	各運用チームのファンドマネジャーは、運用会議の議論内容等を踏まえ、運用基本方針および顧客毎の運用ガイドラインに従って、ポートフォリオを構築します。

See（検証）	プロダクト担当は月次でAladdinシステムに於いて、各ポートフォリオが個別の運用ガイドラインに抵触していないかの確認を行います。このプロセスは、運用チームから独立した、専任のインベストメント・リスク・チームによって管理され、その内容は四半期毎にリスク・コミッティー（株式ヘッドおよび債券ヘッドが主催）で承認されます。問題が生じた場合は、Schroder Investment Risk Framework[SIRF]にて議論されます。
---------	--

2【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として証券投資信託の運用その他の投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業および付随業務を行っています。
2025年6月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託	49	414,788,981,446

3【委託会社等の経理状況】

- 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第34期事業年度（2024年1月1日から2024年12月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

（単位：千円）

	第33期 (2023年12月31日)	第34期 (2024年12月31日)
資 産 の 部		
流 動 資 産		
預金	1,138,009	1,005,904
前払費用	72,651	60,982
貸付金	1,004,000	1,804,000
未収入金	474,921	240,408
未収委託者報酬	694,454	757,640
未収運用受託報酬	943,202	1,017,947
流 動 資 産 合 計	4,327,240	4,886,883
固 定 資 産		
有 形 固 定 資 産		
建物附属設備（純額）	*1 44,375	37,616
器具備品（純額）	*1 43,489	29,180
有形固定資産合計	87,864	66,796
無 形 固 定 資 産		
電話加入権	3,699	3,699
ソフトウェア	333	133
無形固定資産合計	4,032	3,832
投資その他の資産		
投資有価証券	2,375	2,285
長期差入保証金	260,418	260,418
繰延税金資産	807,085	760,420
投資その他の資産合計	1,069,880	1,023,124
固 定 資 産 合 計	1,161,778	1,093,754
資 産 合 計	5,489,018	5,980,638

（単位：千円）

	第33期 (2023年12月31日)	第34期 (2024年12月31日)
負 債 の 部		
流動 負 債		
預り金	73,764	65,109
未払金		
未払手数料	250,277	263,669
その他未払金	1,460,488	1,154,974
未払費用	67,972	61,116
未払法人税等	38,034	250,448
未払消費税等	*2 31,321	78,648
流動 負 債 合 計	1,921,859	1,873,966
固 定 負 債		
長期未払金	373,927	290,932
退職給付引当金	845,267	872,197
役員退職慰労引当金	21,046	27,490
資産除去債務	74,928	75,796
固 定 負 債 合 計	1,315,169	1,266,416
負 債 合 計	3,237,029	3,140,383
純 資 産 の 部		
株 主 資 本		
資本金	490,000	490,000
資本剰余金		
資本準備金	500,000	500,000
資本剰余金合計	500,000	500,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,261,918	1,850,033
利益剰余金合計	1,261,918	1,850,033
株主資本合計	2,251,918	2,840,033
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	70	221
評価・換算差額等合計	70	221
純 資 産 合 計	2,251,989	2,840,254
負 債 純 資 産 合 計	5,489,018	5,980,638

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第33期 自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日	第34期 自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日
営業収益		
委託者報酬	3,064,465	3,378,336
運用受託報酬	3,521,870	3,653,365
その他営業収益	2,137,260	1,828,129
営業収益計	8,723,596	8,859,832
営業費用		
支払手数料	968,159	1,047,269
広告宣伝費	114,349	103,981
調査費		
調査費	246,704	211,132
委託調査費	1,344,567	1,468,370

図書費	2,080	2,371
事務委託費	295,412	311,067
営業雑経費		
通信費	31,603	33,309
印刷費	4,155	7,181
協会費	5,742	3,212
諸会費	8,786	10,998
営業費用計	3,021,560	3,198,893
一般管理費		
給料		
役員報酬	169,292	113,882
給料・手当	1,611,371	1,506,210
賞与	485,200	401,854
交際費	19,031	7,608
旅費交通費	49,984	39,292
租税公課	37,059	43,318
不動産賃借料	267,360	260,518
退職給付費用	182,956	134,494
役員退職慰労引当金繰入	4,909	6,444
法定福利費	210,701	190,707
固定資産減価償却費	16,422	21,395
諸経費	2,196,386	1,984,976
一般管理費計	5,250,676	4,710,703
営業利益	451,359	950,235
営業外収益		
受取利息	501	3,313
受取配当金	73	120
有価証券売却益	66	62
雑益	3,491	468
営業外収益計	4,132	3,964
営業外費用		
為替差損	98,181	80,879
営業外費用計	98,181	80,879
経常利益	357,310	873,320
特別損失		
割増退職金等	28,750	-
固定資産除却損	1,278	1,227
特別損失計	30,028	1,227
税引前当期純利益	327,281	872,093
法人税、住民税及び事業税	18,361	237,312
法人税等調整額	124,102	46,665
法人税等合計	142,463	283,978
当期純利益	184,818	588,114

(3) 【株主資本等変動計算書】

第33期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
		資本準備金	その他利益剰余金			
			繰越利益剰余金			
当期首残高	490,000	500,000	1,077,100	2,067,100	△ 94	2,067,006
当期変動額						
当期純利益			184,818	184,818		184,818
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					164	164
当期変動額合計	-	-	184,818	184,818	164	184,983
当期末残高	490,000	500,000	1,261,918	2,251,918	70	2,251,989

第34期（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				評価・換算差額等 その他有価証券 評価差額金	純資産合計
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金	株主資本 合計		
		資本 準備金	その他利益剰余金			
			繰越利益剰余金			
当期首残高	490,000	500,000	1,261,918	2,251,918	70	2,251,989
当期変動額						
当期純利益			588,114	588,114		588,114
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					150	150
当期変動額合計	-	-	588,114	588,114	150	588,265
当期末残高	490,000	500,000	1,850,033	2,840,033	221	2,840,254

重要な会計方針

項 目	第34期 自 2024年1月 1日 至 2024年12月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 市場価格のあるもの 当期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産 直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）に よっております。
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降取得の建物 附属設備については、定額法によっております。 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分） については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法に よっております。
3. 引当金の計上基準	(1) 退職給付引当金 従業員の退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に 係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた 簡便法を適用しております。 (2) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当期末要支 給額を計上しております。
4. 収益及び費用の計上基準	(1) 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の日々の純資産価額に対する一定割合と して認識され、契約期間にわたりサービスを提供するものである ため、日々の運用により履行義務が充足されると判断しており、 投資信託の契約期間にわたり収益として認識しております。 (2) 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資一任契約または投資助言契約に基づき、契 約期間にわたりサービスを提供するものであるため、日々の運用 により履行義務が充足されると判断しており、投資一任契約また は投資助言契約の契約期間にわたり収益として認識しております。 (3) 成功報酬 成功報酬は、対象となる投資一任契約の特定のパフォーマンス目 標を超過する運用益に対して一定割合を認識しており、成功報酬 を受領する権利が確定した段階で収益として認識しております。 (4) その他営業収益 その他営業収益は、関係会社との契約に基づき、日々のサービス 提供により履行義務が充足されると判断しており、契約期間にわ たり収益として認識しております。
5. 外貨建資産および負債の本邦 通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算 し、換算差額は損益として処理しております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
----------------------------	--

重要な会計上の見積り

項 目	第34期 自 2024年1月 1日 至 2024年12月31日
1. 繰延税金資産の回収可能性	(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額 繰延税金資産（純額） 760百万円 （繰延税金負債と相殺前の金額は802百万円です。） (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報 ① 算出方法 将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得により繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは、当期実績を基準としております。 ② 主要な仮定 課税所得の見積りに当たっては、翌期以降も当期と同水準の当期利益を計上可能との想定に基づき、更に確定済の新規契約等からの収益及び費用を含めると共に、一時的で継続性の乏しい収益及び費用を除外して作成しております。 ③ 翌事業年度の財務諸表に与える影響 課税所得の見積りの前提となっている翌期以降の利益水準について、市況の急激な悪化等により当期実績を大きく下回る場合に、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与えるリスクがあります。

注記事項
（貸借対照表関係）

項 目	第33期 2023年12月31日現在	第34期 2024年12月31日現在
*1. 有形固定資産の減価償却累計額（千円）	建物附属設備 173,078 器具備品 125,345	建物附属設備 178,193 器具備品 134,735
*2. 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。

（株主資本等変動計算書関係）
第33期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第33期事業年度 期首株式数	第33期事業年度 増加株式数	第33期事業年度 減少株式数	第33期事業年度 期末株式数
発行済株式				
普通株式	9,800株	—	—	9,800株
合計	9,800株	—	—	9,800株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項
該当事項はありません。3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項
該当事項はありません。4. 配当に関する事項
(1) 配当金支払額
該当事項はありません。
(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
該当事項はありません。

第34期（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第34期事業年度 期首株式数	第34期事業年度 増加株式数	第34期事業年度 減少株式数	第34期事業年度 期末株式数
発行済株式				
普通株式	9,800株	—	—	9,800株
合計	9,800株	—	—	9,800株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項
該当事項はありません。
3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項
該当事項はありません。
4. 配当に関する事項
 - (1) 配当金支払額
該当事項はありません。
 - (2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

第33期 自 2023年1月 1日 至 2023年12月31日	第34期 自 2024年1月 1日 至 2024年12月31日
(1) 金融商品に対する取組方針 当社は顧客の資産運用を行う上で、自己資金に関しても安全な運用を心掛けております。余剰資金は安全性の高い金融資産で運用し、また、デリバティブ取引等も行っておりません。 (2) 金融商品の内容及びそのリスク 当座預金は、預金保険の対象であるため信用リスクはありません。 貸付金、営業債権である未収委託者報酬および未収運用受託報酬、未収入金については、顧客の信用リスクに晒されております。 未収入金、未収運用受託報酬、その他未払金および長期未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。 (3) 金融商品に係るリスク管理体制 ①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理 預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関でのみ運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。 貸付金は海外の関連会社に対するものであり、期限前でも必要に応じて一部または全ての返済を要求できるという契約のため、回収が不能となるリスクは僅少であります。 未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、投資信託または取引相手ごとに残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。 また、未収入金は、概ね、海外の関連会社との取引により生じたものであり、原則、翌月中に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。 ②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理 外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに毎月残高照合等を行い、原則、翌月中に決済が行われる事により、リスクは僅少であります。 ③流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理 余剰資金はキャッシュフロー分析に基づき、関連会社への要求払い条件付き短期貸付で運用することにより、流動性リスクを管理しております。	(1) 金融商品に対する取組方針 同左 (2) 金融商品の内容及びそのリスク 同左 (3) 金融商品に係るリスク管理体制 ①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理 同左 ②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理 同左 ③流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理 同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

第33期（2023年12月31日現在）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、預金、貸付金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払金は、短期間で決済されるた

め時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
投資その他の資産 投資有価証券	2,375	2,375	—
長期差入保証金	260,418	260,168	△249
長期未払金	373,927	373,296	△630

第34期（2024年12月31日現在）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、預金、貸付金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
投資その他の資産 投資有価証券	2,285	2,285	—
長期差入保証金	260,418	259,311	△1,107
長期未払金	290,932	286,205	△4,726

（注1）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

第33期（2023年12月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
預金	1,138,009	—
貸付金	1,004,000	—
未収入金	474,921	—
未収委託者報酬	694,454	—
未収運用受託報酬	943,202	—
合計	4,254,586	—

第34期（2024年12月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
預金	1,005,904	—
貸付金	1,804,000	—
未収入金	240,408	—
未収委託者報酬	757,640	—
未収運用受託報酬	1,017,947	—
合計	4,825,900	—

（注2）社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

第33期（2023年12月31日現在）

該当事項はありません。

第34期（2024年12月31日現在）

該当事項はありません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

第33期（2023年12月31日現在）における金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 同一の資産又は負債の活発な市場における無調整の相場価格により算定した時価

レベル2の時価： レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに分類しております。

(1)時価をもって貸借対照表計上額としている金融商品

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資その他の資産 投資有価証券 投資信託	—	2,375	—	2,375

資産計	—	2,375	—	2,375
-----	---	-------	---	-------

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

(2)時価をもって貸借対照表計上額としていない金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
固定資産 長期差入保証金	—	260,168	—	260,168
資産計	—	260,168	—	260,168
固定負債 長期未払金	—	373,296	—	373,296
負債計	—	373,296	—	373,296

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期差入保証金

長期差入保証金の時価の算定は、貸借契約書上の返還予定時期に基づき、日本国債の利回りで割り引いた現在価値によっており、レベル2の時価に分類しております。なお、貸借対照表計上額における長期差入保証金の額は260,418千円です。

長期未払金

長期未払金の時価の算定は、合理的に見積りした支払予定時期に基づき、日本国債の利回りで割り引いた現在価値によっており、レベル2の時価に分類しております。なお、貸借対照表計上額における長期未払金の額は373,927千円です。

第34期（2024年12月31日現在）における金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 同一の資産又は負債の活発な市場における無調整の相場価格により算定した時価

レベル2の時価： レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに分類しております。

(1)時価をもって貸借対照表計上額としている金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資その他の資産 投資有価証券 投資信託	—	2,285	—	2,285
資産計	—	2,285	—	2,285

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

(2)時価をもって貸借対照表計上額としていない金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
固定資産 長期差入保証金	—	259,311	—	259,311
資産計	—	259,311	—	259,311
固定負債 長期未払金	—	286,205	—	286,205
負債計	—	286,205	—	286,205

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期差入保証金

長期差入保証金の時価の算定は、賃貸借契約書上の返還予定時期に基づき、日本国債の利回りで割り引いた現在価値によっており、レベル2の時価に分類しております。なお、貸借対照表計上額における長期差入保証金の額は260,418千円です。

長期未払金

長期未払金の時価の算定は、合理的に見積りした支払予定時期に基づき、日本国債の利回りで割り引いた現在価値によっており、レベル2の時価に分類しております。なお、貸借対照表計上額における長期未払金の額は290,932千円です。

（有価証券関係）

1. 投資有価証券に関する事項

投資信託は基準価額によっております。

第33期（2023年12月31日）における投資有価証券における種類毎の貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額は、次のとおりです。

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託受益証券	2,187	2,105	82
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 証券投資信託受益証券	188	200	△12
合計	2,375	2,305	70

第34期（2024年12月31日）における投資有価証券における種類毎の貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額は、次のとおりです。

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託受益証券	1,599	1,364	234
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 証券投資信託受益証券	686	700	△13
合計	2,285	2,064	221

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

第33期（自2023年1月1日至2023年12月31日）

財務諸表等規則第8条の7により記載を省略しております。

第34期（自2024年1月1日至2024年12月31日）

財務諸表等規則第8条の7により記載を省略しております。

（デリバティブ関係）

第33期（2023年12月31日現在）

当社はデリバティブ取引を利用しておりませんので、該当事項はありません。

第34期（2024年12月31日現在）

当社はデリバティブ取引を利用しておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

第33期 自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日	第34期 自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日
1.採用している退職給付制度の概要 当社は、従業員の退職給付に充てるため、退職一時金制度を採用しております。 当社が有する退職一時金制度では、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しており、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。	1.採用している退職給付制度の概要 同左

2. 確定給付制度

(1) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表
(千円)

期首における退職給付引当金	995,328
退職給付費用	182,956
退職給付の支払額	<u>△333,017</u>
期末における退職給付引当金	<u>845,267</u>

(2) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用及び退職給付引当金の調整表

	(千円)
積立型制度の退職給付債務	—
年金資産	<u>—</u>
非積立型制度の退職給付債務	845,267
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>845,267</u>
退職給付引当金	<u>845,267</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>845,267</u>

(3) 退職給付に関連する損益

	(千円)
簡便法で計算した退職給付費用	182,956

2. 確定給付制度

(1) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表
(千円)

期首における退職給付引当金	845,267
退職給付費用	134,494
退職給付の支払額	<u>△107,564</u>
期末における退職給付引当金	<u>872,197</u>

(2) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用及び退職給付引当金の調整表

	(千円)
積立型制度の退職給付債務	—
年金資産	<u>—</u>
非積立型制度の退職給付債務	872,197
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>872,197</u>
退職給付引当金	<u>872,197</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>872,197</u>

(3) 退職給付に関連する損益

	(千円)
簡便法で計算した退職給付費用	134,494

(税効果会計関係)

第33期 自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日	第34期 自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日
1. 繰延税金資産発生的主要原因別内訳 (千円)	1. 繰延税金資産発生的主要原因別内訳 (千円)
繰延税金資産	繰延税金資産
未払費用否認	未払費用否認
退職給付引当金損金	退職給付引当金損金
算入限度超過額	算入限度超過額
役員退職慰労引当金否認	役員退職慰労引当金否認
資産除去債務	資産除去債務
その他	その他
繰延税金資産小計	繰延税金資産小計
評価性引当額	評価性引当額
繰延税金資産合計	繰延税金資産合計
繰延税金負債	繰延税金負債
未確定債務に対する為替	未確定債務に対する為替
差益	差益
その他	その他
繰延税金負債合計	繰延税金負債合計
繰延税金資産の純額	繰延税金資産の純額

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳
法定実効税率 30.6% (調整) 役員賞与等永久に損金 算入されない項目 12.9% その他 0.0% 税効果会計適用後の 法人税等の負担率 43.5%	法定実効税率 30.6% (調整) 役員賞与等永久に損金 算入されない項目 4.9% その他 △3.0% 税効果会計適用後の 法人税等の負担率 32.6%

(資産除去債務関係)

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社は、本社事務所の賃借契約において、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

(2) 当該資産除去債務の算定方法

使用見込期間を10年間（建物附属設備の減価償却期間）と見積り、割引率は減価償却期間に見合う国債の流通利回り（1.4%）を使用して、資産除去債務の金額を計算しております。なお、2023年12月期において資産除去債務の再見積もりを行った結果増加した金額については、残存する減価償却期間に見合う国債の流通利回り（0.25%）を使用して計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

	第33期 自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日	第34期 自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日
期首残高	58,335	74,928
有形固定資産の取得に伴う増加額	—	—
再見積もりに伴う増加額	15,776	—
その他増減額（△は減少）	816	867
期末残高	74,928	75,796

2. 貸借対照表に計上しているものの以外の資産除去債務
該当事項はありません。

(収益認識関係)

第33期会計期間（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 収益を分解した情報

当会計期間の収益の構成は次の通りです。

(単位：千円)

委託者報酬	3,046,723
運用受託報酬	3,495,910
その他営業収益	2,137,260
成功報酬（注）	43,701
合計	8,723,596

(注) 成功報酬は、損益計算書において委託者報酬及び運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

第34期会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 収益を分解した情報

当会計期間の収益の構成は次の通りです。

(単位：千円)

委託者報酬	3,358,741
運用受託報酬	3,631,296
その他営業収益	1,828,129
成功報酬（注）	41,664
合計	8,859,832

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬及び運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

（セグメント情報等）

<セグメント情報>

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

<関連情報>

第33期会計期間（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託業	投資顧問業	海外ファンド サービス	その他	合計
外部顧客への 営業収益	3,064,465	3,521,870	1,875,504	261,756	8,723,596

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	その他	合計
6,221,543	2,502,053	8,723,596

（注）海外外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める地域はありません。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

第34期会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託業	投資顧問業	海外ファンド サービス	その他	合計
外部顧客への 営業収益	3,378,336	3,653,365	1,689,616	138,513	8,859,832

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	英国	その他	合計
6,349,722	1,135,609	1,374,500	8,859,832

（注）海外外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める地域は英国（13%）であります。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

<報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報>

第33期会計期間（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日 ）

該当事項はありません。

第34期会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日 ）

該当事項はありません。

<報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報>

第33期会計期間（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日 ）
該当事項はありません。

第34期会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日 ）
該当事項はありません。

＜報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報＞
第33期会計期間（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日 ）
該当事項はありません。

第34期会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日 ）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引）
第33期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日 ）

1 関連当事者との取引

(1) 親会社

（単位 千円）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有 (被所有) 割合	関連 当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
最終親会社	シュローダー・ピーエルシー	イギリス、ロンドン市	322.4 百万 ポンド	持株会社	被所有 間接100%	当社の最終親会社	一般管理費 (役員および従業員の賞与の負担金) (注1)	75,534	未払金 (その他未払金) 長期未払金	19,184 188,816

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当社の役員及び従業員への賞与の支払いの一部は、シュローダー・ピーエルシーより行われております。但し、これらの費用はシュローダー・ピーエルシーより当社に請求されるものであり、未払いの金額については、シュローダー・ピーエルシーに対する債務として処理しております。

(2) 兄弟会社等

（単位 千円）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有 (被所有) 割合	関連 当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
最終親会社の子会社 (注2)	シュローダー・フィナンシャル・サービスズ・リミテッド	イギリス、ロンドン市	61.6 百万 ポンド	資金管理業	-	余資の貸付等	資金の回収 (注7) 受取利息	- 501	貸付金 未収入金	1,004,000 73
兄弟会社 (注3)	シュローダー・インベストメント・マネー・リミテッド	イギリス、ロンドン市	155.0 百万 ポンド	投資運用業	-	運用受託契約の再委任等	運用受託報酬の受取 (注8) サービス提供業務報酬の受取 (注9) 情報提供業務報酬の受取 (注10) 役務提供業務の対価の受取 (注10) 運用再委託報酬の支払 (注8) 一般管理費(諸経費)の支払 (注10)	274,609 551,791 42,011 61,306 798,573 1,252,529	未収運用受託報酬 未収入金 未収入金 未収入金 未払金(その他未払金)	27,811 219,524 210,113
兄弟会社 (注4)	シュローダー・インベストメント・マネー・リミテッド (ホンコン)・リミテッド	中華人民共和国、香港	20.0 百万 香港ドル	投資運用業	-	運用受託契約の再委任、業務委託等	運用受託報酬の受取 (注8)	60,686	未収運用受託報酬	5,497

							サービス提供 業務報酬 の受取 (注9)	397,948	未収入金	105,206
							運用再委託報 酬の支払 (注8)	300,314	未払金 (その他 未払金)	3,464
							一般管理費(諸 経費)の支払 (注10)	104,414		
兄弟 会社(注 5)	シュローダー・イ ンベストメント・ マネージメント・ (シンガポー ル)・リミテッド	シンガポー ル	50.7百 万シン ガポー ルドル	投資 運用業	-	運用受託 契約の 再委任、 業務委託 等	運用受託 報酬の受取 (注8)	41,544	未収運用 受託報酬	3,607
							サービス提供 業務報酬 の受取 (注9)	13,902	未収入金	6,693
							役務提供 業務の対価 の受取 (注10)	15,370		
							運用再委託 報酬の支払 (注8)	1,441		
							一般管理費(諸 経費)の支払 (注10)	515,751	未払金 (その他 未払金)	75,222
兄弟 会社の 子会社 (注6)	シュローダー・イ ンベストメント・ マネージメント (ヨーロッパ)・ エス・エー	ルクセンブル ク	14.6 百万 ユーロ	資産 管理業	-	運用受託 契約の 再委任等	運用受託 報酬の受取 (注8)	902,324	未収運用 受託報酬	69,926
							サービス提供 業務報酬 の受取 (注9)	797,376	未収入金	64,928
							運用再委託 報酬の支払 (注8)	33,193	未払金 (その他 未払金)	3,380

- (注2) 当社の最終親会社であるシュローダー・ピーエルシーが、直接の子会社であるシュローダー・アドミニストレーション・リミテッド、及び、その直接の子会社であるシュローダー・フィナンシャル・ホールディングス・リミテッドを通して、シュローダー・フィナンシャル・サービス・リミテッドの議決権の100%を保有しております。
- (注3) 当社の親会社であるシュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッドが、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドの議決権の100%を保有しております。
- (注4) 当社の親会社であるシュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッドが、シュローダー・インベストメント・マネージメント・(ホンコン)・リミテッドの議決権の100%を保有しております。
- (注5) 当社の親会社であるシュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッドが、シュローダー・インベストメント・マネージメント・(シンガポール)・リミテッドの議決権の100%を保有しております。
- (注6) 当社の兄弟会社であるシュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ビー・ヴィーが、シュローダー・インベストメント・マネージメント(ヨーロッパ)・エス・エーの議決権の88%、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドが12%を保有しております。
- (注7) 資金の貸付は極度貸付であります。貸付利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
- (注8) 各社間の運用受託報酬の収受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。
- (注9) 各社間のサービス提供業務の報酬の収受については、各ファンドの契約毎に、グループ会社間の契約に基づき、一定の比率により決定しております。
- (注10) 情報提供業務・役務提供業務・調査費・その他営業費用及び一般管理費（諸経費）の報酬の収受については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額により行っております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

シュローダー・ピーエルシー（最終親会社、ロンドン証券取引所に上場）
シュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッド（親会社、非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

第34期（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1 関連当事者との取引

(1) 親会社

(単位 千円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有 (被所有) 割合	関連 当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
最終親会社	シュローダー・ピーエルシー	イギリス、ロンドン市	322.4百万ポンド	持株会社	被所有間接100%	当社の最終親会社	一般管理費（役員および従業員の賞与の負担金）（注1）	48,552	未払金（その他未払金） 長期未払金	19,085 103,613

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）当社の役員及び従業員への賞与の支払いの一部は、シュローダー・ピーエルシーより行われております。但し、これらの費用はシュローダー・ピーエルシーより当社に請求されるものであり、未払いの金額については、シュローダー・ピーエルシーに対する債務として処理しております。

(2) 兄弟会社等

(単位 千円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有 (被所有) 割合	関連 当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
最終親会社の 子会社 (注2)	シュローダー・フィナンシャル・サービスズ・リミテッド	イギリス、ロンドン市	61.6百万ポンド	資金管理業	-	余資の貸付等	資金の貸付（注8） 受取利息	800,000 3,313	貸付金 未収入金	1,804,000 555
兄弟会社 (注3)	シュローダー・インベストメント・マネー・リミテッド	イギリス、ロンドン市	155.0百万ポンド	投資運用業	-	運用受託契約の再委任、業務委託等	運用受託報酬の受取（注9） サービス提供業務報酬の受取（注10） 情報提供業務報酬の受取（注11） 役務提供業務の対価の受取（注11） 運用再委託報酬の支払（注9） 一般管理費（諸経費）の支払（注11）	253,827 424,854 38,515 1,407 907,801 1,142,002	未収運用受託報酬 未収入金 未収入金 未収入金 未払金（その他未払金）	14,379 124,584 172,972
兄弟会社 (注4)	シュローダー・インベストメント・マネー・リミテッド（ホンコン）	中華人民共和国、香港	20.0百万香港ドル	投資運用業	-	運用受託契約の再委任、業務委託等	運用受託報酬の受取（注9） サービス提供業務報酬の受取（注10） 運用再委託報酬の支払（注9） 一般管理費（諸経費）の支払（注11）	28,981 346,419 312,912 104,049	未収運用受託報酬 未収入金 未払金（その他未払金）	1,415 26,242 34,893
兄弟会社 (注5)	シュローダー・インベストメント・マネー（シンガポール）	シンガポール	50.7百万シンガポールドル	投資運用業	-	運用受託契約の再委任、業務委託等	運用受託報酬の受取（注9） サービス提供業務報酬の受取（注10）	39,706 16,140	未収運用受託報酬 未収入金	1,505 815

							運用再委託報酬の支払 (注9)	3,620	未払金 (その他未払金)	41,985
							一般管理費(諸経費)の支払 (注11)	466,923		
兄弟会社の子会社 (注6)	シュローダー・ユニット・トラスト・リミテッド	イギリス、ロンドン市	9.0 百万 ポンド	投資 運用業	-	運用受託契約の再委任、業務委託等	運用受託報酬の受取 (注9)	843,177	未収運用受託報酬	69,622
							サービス提供業務報酬の受取 (注10)	706	未収入金	66
兄弟会社の子会社 (注7)	シュローダー・インベストメント・マネージメント(ヨーロッパ)・エス・エー	ルクセンブルク	14.6 百万 ユーロ	資産 管理業	-	運用受託契約の再委任、業務委託等	運用受託報酬の受取 (注9)	734,805	未収運用受託報酬	75,291
							サービス提供業務報酬の受取 (注10)	748,871	未収入金	40,119
							運用再委託報酬の支払 (注9)	22,758	未払金 (その他未払金)	2,734
							一般管理費(諸経費)の支払 (注11)	7,802		

(注2) 当社の最終親会社であるシュローダー・ピーエルシーが、直接の子会社であるシュローダー・アドミニストレーション・リミテッド、及び、その直接の子会社であるシュローダー・フィナンシャル・ホールディングス・リミテッドを通して、シュローダー・フィナンシャル・サービスズ・リミテッドの議決権の100%を保有しております。

(注3) 当社の親会社であるシュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッドが、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドの議決権の100%を保有しております。

(注4) 当社の親会社であるシュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッドが、シュローダー・インベストメント・マネージメント・(ホンコン)・リミテッドの議決権の100%を保有しております。

(注5) 当社の親会社であるシュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッドが、シュローダー・インベストメント・マネージメント・(シンガポール)・リミテッドの議決権の100%を保有しております。

(注6) 当社の親会社であるシュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッドが、シュローダー・ユニット・トラスト・リミテッドの議決権の100%を保有しております。

(注7) 当社の兄弟会社であるシュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ビー・ヴィーが、シュローダー・インベストメント・マネージメント(ヨーロッパ)・エス・エーの議決権の88%、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドが同12%を保有しております。

(注8) 資金の貸付は極度貸付であります。貸付利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

(注9) 各社間の運用受託報酬の収受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

(注10) 各社間のサービス提供業務の報酬の収受については、各ファンドの契約毎に、グループ会社間の契約に基づき、一定の比率により決定しております。

(注11) 情報提供業務・役務提供業務・調査費・その他営業費用及び一般管理費(諸経費)の報酬の収受については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額により行っております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

シュローダー・ピーエルシー (最終親会社、ロンドン証券取引所に上場)

シュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッド (親会社、非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第33期 自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日	第34期 自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日
--	--

1株当たり純資産額	229,794円83銭	1株当たり純資産額	289,821円93銭
1株当たり当期純利益	18,858円99銭	1株当たり当期純利益	60,011円71銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。 1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 184,818千円 普通株式に係る当期純利益 184,818千円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 9,800 株		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。 1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 588,114千円 普通株式に係る当期純利益 588,114千円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 9,800 株	

（重要な後発事象）
該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- （1）自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- （2）運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- （3）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- （4）委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- （5）上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- （1）定款の変更
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- （2）訴訟事件その他の重要事項
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）受託会社

名 称	資本金の額 (2025年3月末現在)	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

- 名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- 資本金の額：10,000百万円（2025年3月末現在）
- 事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- 再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

（2）販売会社

名 称	資本金の額 (2025年3月末現在)	事業の内容
S M B C日興証券株式会社	135,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社 S B I 証券	54,323百万円	
楽天証券株式会社	19,495百万円	

(3) 投資顧問会社

名 称	資本金の額 (2024年12月末現在)	事業の内容
シュローダー・インベストメント・マネジメント（シンガポール）リミテッド	50.7百万シンガポールドル	資産運用に関する業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

- (1) 受託会社
ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。
- (2) 販売会社
日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。
- (3) 投資顧問会社
委託会社から、シュローダー・アジアパシフィック（除く日本）株式サステナブル投資マザーファンドの運用指図権限の委託を受け当該ファンドの運用（投資一任）を行ないます。

3【資本関係】

- (1) 受託会社
該当事項はありません。
- (2) 販売会社
該当事項はありません。
- (3) 投資顧問会社
直接的な資本関係はありません。（2024年12月末現在）

第3【その他】

- (1) 目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用します。
- (2) 目論見書の表紙、表紙裏または裏表紙等に、以下を記載することがあります。
 - ① 委託会社の金融商品取引業者登録番号および設立年月日
 - ② ファンドの基本的性格など
 - ③ 委託会社およびファンドのロゴ・マークや愛称、図案など
 - ④ 委託会社のホームページや携帯電話サイトのご案内など
 - ⑤ 目論見書の使用開始日
 - ⑥ グループ会社全体の運用総額
 - ⑦ シュローダー・グループのご紹介
- (3) 目論見書の表紙または表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
 - ① 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
 - ② 投資信託は、元金および利回りが保証されているものではない旨の記載。
 - ③ 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様が負う旨の記載。
 - ④ 「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨の記載。
 - ⑤ 「ご購入に際しては、目論見書の内容を十分にお読みください。」という趣旨の記載。
 - ⑥ 請求目論見書の入手方法（ホームページで閲覧、ダウンロードできるなど）についての記載。
 - ⑦ 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行なった場合にはその旨の記録をしておくべきである旨の記載。
 - ⑧ 「約款が請求目論見書に掲載されている。」旨の記載。
 - ⑨ 商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨の記載。
 - ⑩ 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨の記載。
 - ⑪ 有価証券届出書の効力発生およびその確認方法に関する記載。
 - ⑫ 委託会社の情報として記載することが望ましい事項と判断する事項がある場合は、当該事項の記載。
- (4) 有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (5) 目論見書に約款を掲載し、有価証券届出書本文「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」「2 投資方針」の詳細な内容につきましては、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることがあります。
- (6) 投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用場合があります。
- (7) 目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (8) 交付目論見書の投資リスクに、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
 - ① ファンドの取引に関して、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨の記載。

- ② 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
 - ③ 分配金は、投資信託の純資産から支払われるので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がる旨。分配金は、計算期間中に発生した運用収益を超えて支払われる場合がある旨。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合がある旨の記載。
- (9) 交付目論見書の手続・手数料等に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
- ① 当初元本額についての記載。
 - ② 基準価額が日本経済新聞に掲載される旨および掲載略称。
 - ③ 所得税には、復興特別所得税が含まれる旨。

独立監査人の監査報告書

2025年3月18日

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 櫻井 雄一郎指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水永 真太郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社の2024年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け

る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 財務諸表に対する意見を表明するために、財務諸表に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、構成単位の財務情報に関する監査の指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年8月29日

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 竹内 知 明

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているシュローダー・アジアパシフィックE S Gフォーカス・ファンド（予想分配金提示型）の2024年12月21日から2025年6月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シュローダー・アジアパシフィックE S Gフォーカス・ファンド（予想分配金提示型）の2025年6月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起す

ること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注)1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2.X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。